

陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）及び自衛隊体育学校における教育訓練に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第8号）の規定に基づき、陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達を次のように定める。

昭和40年3月18日

陸上幕僚長 陸将 天野 良英

陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達

改正

昭和40年10月1日達第92—11号	昭和41年4月7日達第160—9—1号
昭和42年2月4日達第110—1—1号	昭和42年9月7日達第110—1—2号
昭和43年2月23日達第122—59号	昭和43年11月13日達第110—1—3号
昭和43年11月19日達第122—62号	昭和44年1月30日達第36—6号
昭和44年2月20日達第122—63号	昭和44年3月28日達第122—64号
昭和44年5月1日達第110—1—4号	昭和45年1月14日達第110—1—5号
昭和45年2月21日達第110—1—6号	昭和45年5月15日達第110—1—7号
昭和45年6月17日達第122—72号	昭和45年6月30日達第110—1—8号
昭和45年11月12日達第110—1—9号	昭和46年2月17日達第122—77号
昭和46年4月16日達第110—1—10号	昭和46年7月22日達第122—81号
昭和47年3月31日達第110—1—11号	昭和47年12月27日達第41—2—2号
昭和48年3月31日達第110—1—12号	昭和48年7月30日達第122—92号
昭和48年10月16日達第122—93号	昭和49年1月12日達第122—94号
昭和49年2月22日達第122—96号	昭和49年3月14日達第110—1—13号
昭和49年3月30日達第110—1—14号	昭和50年3月10日達第110—1—15号
昭和50年7月26日達第122—102号	昭和51年2月25日達第110—1—16号
昭和51年5月14日達第110—1—17号	昭和51年8月20日達第122—105号
昭和52年2月21日達第122—106号	昭和52年3月2日達第110—1—18号
昭和53年1月13日達第122—108号	昭和53年1月13日達第122—109号
昭和53年3月11日達第110—1—19号	昭和53年10月3日達第110—1—20号
昭和54年3月1日達第110—1—21号	昭和54年3月14日達第122—111号
昭和54年4月17日達第110—1—22号	昭和54年4月7日達第110—1—23号
昭和55年7月7日達第110—1—24号	昭和55年12月11日達第110—1—25号
昭和56年3月14日達第110—1—26号	昭和56年8月18日達第122—118号
昭和57年3月30日達第110—1—27号	昭和57年4月30日達第122—119号
昭和57年12月13日達第110—1—28号	昭和58年3月8日達第122—121号
昭和58年3月31日達第110—1—29号	昭和58年10月22日達第110—1—30号

昭和58年11月18日達第110—1—31号	昭和59年4月1日達第110—1—32号
昭和60年3月14日達第110—1—33号	昭和60年11月15日達第110—1—34号
昭和60年12月21日達第122—124号	昭和61年3月26日達第110—1—35号
昭和61年4月24日達第110—1—36号	昭和61年12月19日達第110—1—37号
昭和62年3月31日達第110—1—38号	昭和62年11月5日達第110—1—39号
昭和63年3月14日達第110—1—40号	昭和63年3月15日達第110—1—41号
昭和63年4月8日達第110—1—42号	平成元年2月10日達第122—127号
平成元年3月8日達第110—1—43号	平成2年3月9日達第110—1—44号
平成3年3月12日達第110—1—45号	平成4年3月12日達第110—1—46号
平成5年3月2日達第110—1—47号	平成6年3月28日達第110—1—48号
平成7年3月14日達第110—1—49号	平成8年3月26日達第110—1—50号
平成9年1月17日達第122—132号	平成9年3月21日達第110—1—51号
平成10年3月25日達第110—1—52号	平成11年3月26日達第110—1—53号
平成12年3月24日達第110—1—54号	平成13年3月22日達第110—1—55号
平成14年3月20日達第110—1—56号	平成14年3月27日達第110—1—57号
平成15年3月19日達第110—1—58号	平成16年3月29日達第110—1—59号
平成17年3月30日達第110—1—60号	平成18年3月30日達第110—1—61号
平成19年1月9日達第110—1—62号	平成19年3月29日達第110—1—63号
平成20年4月1日達第110—1—64号	平成21年2月3日達第122—230号
平成21年3月17日達第110—1—65号	平成21年8月1日達第110—1—66号
平成22年3月26日達第110—1—67号	平成22年6月25日達第110—1—68号
平成23年4月1日達第110—1—69号	平成23年4月22日達第110—1—70号
平成24年3月28日達第110—1—71号	平成24年6月29日達第110—1—72号
平成25年3月26日達第110—1—73号	平成26年3月24日達第110—1—74号
平成26年6月30日達第110—1—75号	平成27年3月18日達第110—1—76号
平成28年3月17日達第110—1—77号	平成29年3月27日達第110—1—78号
平成30年3月27日達第110—1—79号	平成31年3月26日達第110—1—80号
令和2年3月26日達第110—1—81号	令和2年5月20日達第110—1—82号
令和3年6月29日達第110—1—83号	令和3年3月26日達第110—1—84号
令和3年4月27日達第110—1—85号	令和4年3月25日達第110—1—86号
令和5年3月24日達第110—1—87号	令和6年3月21日達第110—1—88号
令和6年4月23日達第110—1—89号	

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本教育（第3条—第13条）
- 第3章 練成訓練（第14条—第20条）
- 第4章 訓練検閲及び技能検定（第21条—第27条の5）
- 第5章 招集訓練及び招集教育訓練（第28条—第28条の7）
- 第6章 計画及び報告等（第29条—第34条）

### 附則

- 別紙第1 機関に準じて取り扱う部隊
- 別紙第2 特技課程等の種別等
- 別紙第3 空挺基本訓練課程の種別等
- 別紙第3の2 水陸両用基本訓練課程の種別等
- 別紙第4 教育課目表様式
- 別紙第4の2 事務官等管理課程、事務官等上級管理課程の設置場所等
- 別紙第5 基礎となる部隊
- 別紙第5の2 検定記録簿
- 別紙第6 年度教育訓練計画に含ませる内容の基準
- 別紙第7 報告書類
- 別紙第8 履修者割当計画の修正要望
- 別紙第9 書類の備付基準
- 別紙第9の2 生徒陸曹候補生訓育資料
- 別紙第9の3 陸曹候補生及び一般陸曹候補生訓育資料
- 別紙第10 安全管理
- 別冊第1 一般課程教育基準 「注意」
- 別冊第2 特技等教育訓練基準 「注意」
- 別冊第3 積雪地教育訓練基準 「注意」
- 別冊第4 射撃教育訓練基準 「注意」
- 別冊第5 体育教育訓練基準 「注意」
- 別冊第6 格闘教育訓練基準 「注意」
- 別冊第7 特技課程等履修者資格 「注意」
- 別冊第8 幹部候補生隊付教育基準 「注意」
- 別冊第9 各個訓練基準 「注意」
- 別冊第10 部隊訓練基準 「注意」
- 別冊第11 予備自衛官招集訓練基準 「注意」
- 別冊第12 予備自衛官補招集教育訓練基準 「注意」
- 別冊第13 逮捕術教育訓練基準 「注意」
- 別冊第14 即応予備自衛官招集訓練基準 「注意」
- 別冊第15 救急法等教育訓練基準 「注意」

## 第1章 総則

### （用語の意義）

第1条 この達において用いる用語の意義は、教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号。以下「隊訓」という。）に規定するところによるほか、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「学校等」とは、学校、教育部隊、中央音楽隊、第1ヘリコプター団、西部方面航空隊、空挺教育隊、水陸機動教育隊、国際活動教育隊及び冬季戦技教育隊をいう。
- (2) 「入校発令者」とは、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第43条及び第70条に基づき隊員の入校（教育入隊を含む。）を命ずる者をいう。
- (3) 「生徒陸曹候補生課程教育担当部隊等」とは、生徒陸曹候補生課程の設置されている学校、部隊等（教育部隊を含む。）をいう。
- (4) 「新隊員特技課程等教育担当部隊」とは、新隊員特技課程、一般陸曹候補生課程後期及び陸士特技課程の設置されている部隊等（教育部隊を除く。）をいう。
- (5) 「機関等」とは機関及び別紙第1に掲げる部隊をいう。

### （教育訓練の内容の準拠）

第2条 教育訓練の内容は教範及び関係法規等に準拠するものとする。

## 第2章 基本教育

(特技課程等の種別等)

第3条 隊訓第17条、第22条、第27条及び第43条に規定する新隊員特技課程、陸士特技課程、一般陸曹候補生課程後期、公募陸曹課程、初級陸曹特技課程、上級陸曹特技課程及び幹部特技課程の種別、設置場所及び期間は別紙第2のとおりとする。

(戦闘シミュレーション課程及び火力誘導課程の種別等)

第3条の2 戦闘シミュレーション課程及び火力誘導課程の種別、設置場所及び期間は別紙第2のとおりとする。

(空挺基本訓練課程の種別等)

第4条 空挺基本訓練課程の種別、設置場所及び期間は別紙第3のとおりとする。

(特殊戦課程の種別等)

第4条の2 特殊戦課程の種別、設置場所及び期間は別に定める。

(水陸両用基本訓練課程の種別等)

第4条の3 水陸両用基本訓練課程の種別、設置場所及び期間は別紙第3の2のとおりとする。

(特技課程以外の教育基準)

第5条 自衛官候補生課程、一般陸曹候補生課程後期を除く陸曹候補者等の教育の課程、特技課程を除く准陸尉及び陸曹の教育の課程、幹部候補者等の教育の課程、特技課程を除く幹部の教育の課程及び事務官等の教育の課程の主要教育事項等は、別冊第1「一般課程教育基準」のとおりとする。

(特技課程等の教育訓練基準)

第5条の2 新隊員特技課程、一般陸曹候補生課程後期、幹部・陸曹・陸士の特技課程、一般体育課程、空挺基本訓練課程及び水陸両用基本訓練課程の主要教育事項等は、別冊第2「特技等教育訓練基準」のとおりとする。

(教育細部基準等)

第5条の3 特技課程以外の課程及び特技課程等において教育すべき課目とその到達基準等は、教育細部基準(特技課程等においては教育訓練細部基準)として、別冊第1及び別冊第2の区分に基づき、教育訓練研究本部長及び学校等の長が定めるものとする。なお、各制定者は、制定した教育細部基準及び教育訓練細部基準を陸上幕僚長に報告するものとする。

2 教育訓練細部基準を改定する場合には、各制定者は、改定する項目、修正の程度、理由等を教育訓練研究本部長に上申し承認を受けるものとする。

3 教育訓練研究本部長は、学校等の長に対し、第1項で定める教育細部基準及び教育訓練細部基準により、各課程の教育を統制する。

4 別に示す教育を担当する部隊等の長は、第1項で定める教育細部基準及び教育訓練細部基準に基づき、教育を実施するものとする。

(教育課目表)

第5条の4 教育訓練研究本部長、学校等の長及び中央病院長は前3条に規定する一般課程教育基準、特技等教育訓練基準、教育細部基準及び教育訓練細部基準に基づき教育課目表様式(別紙第4)を定めるものとする。

2 学校等の長は、教育課目表を定めるにあたり、次条に規定する教育訓練研究本部長の指示に従うものとする。

(教育細部指示)

第5条の5 教育訓練研究本部長は、学校等の長に対し、教育細部指示により、統制課目及びその細部教育要領である標準教育課目表、標準教授計画並びに各種成果等を踏まえ細部教育要領等に反映すべき事項等について指示し、各課程の教育を統制するものとする。なお、教育訓練研究本部長は、指示した教育細部指示を陸上幕僚長に報告するものとする。

(特技集合教育)

第6条 隊訓第16条、第26条及び第42条に規定する特技集合教育において教育すべき課目とその到達基準等は、別に示すもののほか、別冊第2「特技等教育訓練基準」及び別冊第3「積雪地教育訓練基準」のとおりとする。

2 レンジャー教育、スキー等の教育、補助担架員教育及び航空交通管制要員に対する教育の教育対象等は、次の各号のとおりとする。

(1) レンジャー教育は、普通科連隊、即応機動連隊、偵察隊、偵察戦闘大隊、空挺団、施設大隊、必要に応じ陸上総隊司令官及び方面總監の指定するその他の部隊の所要の要員に対して実施するものとする。

- (2) スキー等の教育は、別冊第3「積雪地教育訓練基準」に示す積雪地部隊等（以下「積雪地部隊等」という。）に新たに補職された自衛官に対し実施するものとする。
  - (3) 補助担架員教育は、連隊等において所要の要員に対し実施するものとする。
  - (4) 航空交通管制要員に対する飛行場管制の教育は、国土交通大臣の行う航空交通管制職員技能試験受験に必要な実務研修を、方面航空隊において所要の要員に対し実施するものとする。
- 3 前項に掲げる教育以外の特技集合教育は、陸上総隊司令官及び方面総監が指定する部隊又は学校等において所要の要員に対して行うものとする。

（射撃教育訓練基準、体育教育訓練基準、格闘教育訓練基準及び逮捕術教育訓練基準）

第7条 課程の教育又は特技集合教育において実施する小火器及び戦車射撃の教育は別冊第4「射撃教育訓練基準」、体育の教育は別冊第5「体育教育訓練基準」、格闘の教育は別冊第6「格闘教育訓練基準」、逮捕術の教育は別冊第13「逮捕術教育訓練基準」、救急法の教育は別冊第15「救急法等教育訓練基準」のとおりとする。

（一般体育課程、特技課程及び空挺基本訓練課程の履修者資格）

第8条 一般体育課程、特技課程及び空挺基本訓練課程の履修者の資格は、別冊第7「特技課程等履修者資格」に示すとおりとする。

（教育訓練の内容の準拠の特例）

第9条 教育訓練研究本部長及び学校長は当該学校の課程の教育において、特に必要とする場合は、第2条の規定にかかわらず編制、装備、戦法及び指揮運用に関し教範に示されていない事項又は示されている事項と異なる事項を教育することができる。ただし、この場合においては、それらの内容について、あらかじめ陸上幕僚長の承認を受けなければならない。

（履修者に対する教育の停止等）

第10条 教育訓練研究本部長、学校等の長、中央病院長及び新隊員特技課程等教育担当部隊の長は、履修者が次の各号の一に該当する場合には当該履修者に対する教育を停止するものとする。ただし、幹部候補生学校長、高等工科大学長及び生徒陸曹候補生課程教育担当部隊等の長は当該学校、部隊又は病院に設置される一般幹部候補生課程（部内選抜者の課程を除く。）、医科歯科幹部候補生課程、生徒課程及び生徒陸曹候補生課程の履修者に対し、教育を停止する場合は、あらかじめ陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

- (1) 疾病、妊娠、出産等のため履修時間が総教育時間の2/3に達する見込みのない場合
- (2) 修業成績が不良で、かつ、補備教育を実施しても課程の目的に応ずる水準に達する見込みのない場合
- (3) 履修者として、ふさわしくない行為があった場合
- (4) 履修者の資格に適応していない場合

2 教育訓練研究本部長、学校等の長及び中央病院長は、前項の規定に基づき履修者（前項ただし書の課程の履修者を除く。）に対して教育を停止した場合は、速やかにその旨を当該履修者に係る入校発令者に対して通知（報告）するものとする。この場合、通報（報告）を受けた入校発令者は、速やかに当該履修者を原所属に復帰させるものとする。

3 第1項第1号又は第2号に該当することによって教育を停止する履修者のうち、次期以降の課程において再教育することを適当と認める者については同項ただし書による申請又は前項による通知（報告）にその旨明示するものとする。

4 教育訓練研究本部長、学校等の長及び中央病院長は、課程終了時、課程の目的に応ずる水準に達しなかった履修者については、その旨入校発令者に通知（報告）するとともに、当該履修者について当該課程の教育修了を認めないものとする。

（隊付教育の実施）

第11条 隊付教育において教育すべき課目とその教育目標及び配当時間等は、別冊第8「幹部候補生隊付教育基準」のとおりとする。

（事務官等の教育）

第12条 隊訓第12条第3項に基づき、事務官等の教育を事務官等管理課程及び事務官等上級管理課程により実施するものとする。

2 事務官等管理課程は、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）別表に掲げる行政職俸給表(一)の2級及び3級（これに対応する各俸給表職務の級を含む。以下同じ。）のうちから、事務官等上級管理課程は、3級、4級及び5級のうちから選考した者に履修させる。

3 事務官等管理課程においては、初級管理者としての資質を養うとともに、これに必要な知識及び技能を修得させ、事務官等上級管理課程においては、中堅管理者としての資質を養うとともに、これに必要な知識及び技能を修得させる。

4 事務官等管理課程及び事務官等上級管理課程の設置場所及び時間は、別紙第4の2のとおりとし、教育すべき課目とその到達基準及び配当時間等は、別冊第1「一般課程教育基準」とおりとする。

(委員会等の設置)

第13条 教育訓練研究本部が統制する基本教育業務に関する重要事項を調整・審議する機関として、教育訓練研究本部に委員会等を設置することができる。なお、本委員会等の構成その他必要な事項については、教育訓練研究本部長が別に定めるものとする。

### 第3章 練成訓練

(各個訓練の基準)

第14条 部隊(別紙第1に掲げる部隊を除く。)における自衛官に対する各個訓練の実施の基準は別冊第2「特技等教育訓練基準」、別冊第3「積雪地教育訓練基準」、別冊第4「射撃教育訓練基準」、別冊第5「体育教育訓練基準」、別冊第6「格闘教育訓練基準」、別冊第9「各個訓練基準」、別冊第13「逮捕術教育訓練基準」及び別冊第15「救急法等教育訓練基準」とおりとする。

2 機関等における自衛官に対する各個訓練は、特に精神教育、基本教練、特技の訓練共通の戦技及び体力の練成を主とし、前項に準じて実施するものとする。

3 事務官等に対する訓練は、実務遂行に必要な事項について、努めて計画的に実施するものとする。

(各個訓練の実施)

第15条 部隊等において実施する各個訓練は、中隊長等(中隊長及びその隷下に編制上の単位部隊を有しない部隊等の長をいう。以下同じ。)が実施するものとする。ただし、上級の部隊等の長は、課目の内容・人員・施設等の状況により当該上級の部隊等において実施することが適当であると認める場合は、当該上級の部隊等の長が行うことができる。

(部隊訓練の基準)

第16条 部隊訓練(別紙第1に掲げる部隊の訓練を除く。)の基準は、別冊第3「積雪地教育訓練基準」及び別冊第10「部隊訓練基準」とおりとする。

2 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長(別紙第1に掲げる部隊の長を除く。)は、部隊訓練の実施に当たりやむを得ない特別の事由により、部隊訓練基準により難しい場合は陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

3 教育訓練研究本部長は、部隊訓練基準で示す到達基準への到達の度合いを評価するための評価基準を定めるものとする。なお、制定した評価基準を陸上幕僚長に報告するものとする。

(連隊等以下の部隊訓練において基礎となる部隊)

第17条 隊訓第49条第2項に規定する基礎となる部隊は別紙第5のとおりとする。

(隷下以外の部隊との協同の訓練を実施する場合の手続)

第18条 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、隷下又は当該部隊が、隊訓第49条第4項に基づき、海上自衛隊若しくは航空自衛隊との協同について訓練する場合又は陸上総隊司令官、当該方面総監若しくは防衛大臣直轄部隊等の長と指揮系統を異にする部隊との協同訓練を行う場合には、あらかじめ陸上幕僚長に申請するものとする。

(機関等における訓練)

第19条 機関等(機関の長に隷属する部隊を除く。)における各個訓練以外の訓練は、次に示す事項を主とし、その実情に応じ、実施するものとする。

(1) 行動時編成を予想される部隊の野外行動を主とする訓練

(2) 応急の事態に対処する訓練

2 機関の長に隷属する部隊の各個訓練以外の訓練は、当該部隊の隷属する機関の長の指示するところにより実施するものとする。

(空挺予備員等に対する降下訓練)

第20条 空挺予備員及び空挺基地整備員(落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第27号)第2条に規定する者をいう。)の降下訓練は、全国の訓練においては陸上総隊司令官が、各方面隊の訓練においては方面総監が行うものとする。

2 陸上総隊司令官、方面総監(師団等にあつては当該師団長等)及び防衛大臣直轄部隊等の長は当該部隊等に所属する空挺予備員についての、需品学校長、補給統制本部長及び関東補給処松戸支処長は当該部隊等に所属する空挺基地整備員についての年間の降下訓練の計画を作成するとともに、当該降下訓練を陸上総隊司令官又は方面総監に委託するものとする。

第4章 訓練検閲及び技能検定

(訓練検閲)

第21条 訓練検閲は、次に掲げる訓練検閲基準に基づき実施するものとする。

訓練検閲基準

対象部隊	検閲を実施する部隊の長	実施基準	実施方式
別紙第5「基礎となる部隊」のうちカテゴリー区分Ⅰの欄に示す各隊	別紙第5「基礎となる部隊」のうちカテゴリー区分Ⅰの欄に示す各隊の直近上級の部隊の長	年間1回	実動
別紙第5「基礎となる部隊」のうちカテゴリー区分Ⅱ及びなしの欄に示す各隊	別紙第5「基礎となる部隊」のうちカテゴリー区分Ⅱ及びなしの欄に示す各隊の直近上級の部隊の長。ただし、本部管理中隊、本部分隊及び付隊の小隊、班及び分隊にあっては、当該中隊、付隊の直近上級の部隊長又は当該中隊若しくは付隊の長	2年間に1回以上	実動を基本とする。
普通科連隊 戦車連隊 水陸機動連隊 即応機動連隊	師団(旅団)長 水陸機動団長	2年間に1回以上	実動 (毎年実施する場合は、指揮所訓練により実施することができる。)
備考：1 「カテゴリー区分」とは、戦闘機能等を有する職種部隊のうち練成訓練上の地位付けを明らかにする必要があるものについて行う、次項以下に示す基礎となる部隊の区分けをいう。 2 「カテゴリー区分Ⅰの欄に示す各隊」とは、職種機能を直接的に発揮する中核となる部隊をいう。 3 「カテゴリー区分Ⅱの欄に示す各隊」とは、カテゴリー区分Ⅰで区分された部隊の戦闘力を効果的に発揮させるために必要な機能を有する部隊をいう。 4 「カテゴリー区分なしの欄に示す各隊」とは、カテゴリー区分Ⅰ・Ⅱに示す各隊以外の部隊をいう。 5 「指揮所訓練」により訓練検閲を実施する場合は、連続しての実施はできないものとする。			

- 2 訓練検閲基準に掲げる「対象部隊」以外の部隊等に対する訓練検閲は、当該部隊等の隷属上級部隊等の長が前項に準じて行うものとする。
- 3 訓練検閲基準に掲げる「対象部隊」のうち、即応予備自衛官を主体とする部隊の訓練検閲は、当該部隊の隷属上級部隊の長が必要に応じて実施することができる。
- 4 訓練検閲の実施に当たっては、上級部隊の訓練検閲等の場を活用することができる。
- 5 積雪地部隊にあっては、第1項のほか次に掲げる積雪地訓練検閲基準に基づき冬季における積雪下の訓練検閲を実施するものとする。

## 積雪地訓練検閲基準

対象部隊	検閲を実施する部隊の長	実施基準	実施方式
区分Aの普通科連隊 (即応機動連隊)	師団(旅団)長	4年間に1回	実動
区分Aの普通科中隊	普通科連隊長 (即応機動連隊長)		
区分Bの普通科中隊			

注：1 区分Aの普通科連隊(即応機動連隊)として積雪地訓練検閲を受閲する普通科連隊(即応機動連隊)普通科中隊の積雪地訓練検閲を省略することができる。

2 積雪地訓練検閲を受閲する普通科中隊にあつては、夏季における訓練検閲を省略することができる。

3 区分A及びBは、別冊第3「積雪地教育訓練基準」別紙第1「積雪地部隊等及びその区分」による。

6 訓練検閲課目は、訓練検閲を実施する部隊長の定めるところによる。

(訓練管理指導等)

第21条の2 前条第1項に示す検閲を実施する部隊等の長は、隷下部隊に対し訓練管理指導等を行うものとする。

(練成訓練の評価業務)

第22条 教育訓練研究本部長は、陸上自衛隊の実施する練成訓練の評価業務(以下「訓練評価業務」という。)を実施するものとする。

2 中央音楽隊及び学校等(幹部候補生学校及び高等工科大学を除く。)の長は、教育訓練研究本部長が実施する訓練評価業務の資とするため、職種部隊等の練成訓練実施状況を収集(以下「職種等訓練現況視察」という。)する。

3 教育訓練研究本部長は、訓練評価業務の実施にあたり、中央音楽隊及び学校等(幹部候補生学校及び高等工科大学を除く。)による職種等訓練現況視察並びに方面指揮所訓練支援隊長及び部隊訓練評価隊長の評価支援に関する業務について統制することができる。

(委員会等の設置)

第23条 教育訓練研究本部が統制する訓練評価業務に関する重要事項を調整・審議する機関として、教育訓練研究本部に委員会等を設置することができる。なお、本委員会等の構成その他必要な事項については、教育訓練研究本部長が別に定めるものとする。

(特技検定)

第24条 特技検定は陸曹及び陸士に対し、現に認定されている特技と同一系統の上位の特技を検定するため実施するものとし、その課目、配点の基準等は別冊第2「特技等教育訓練基準」のとおりとする。

2 前項のほか、部隊等の長は当該部隊等に所属している陸曹及び陸士のうち、おおむね1年以上現に認定されている特技に関係のない職務に従事しているものに対し、当該陸曹及び陸士が認定されている特技について、術科を主とする検定を実施するものとする。

(射撃検定)

第25条 検定を実施する者は、次項に規定する射撃検定基準に示す小火器を個人装備とする隊員又は当該火器の射手、副射手及び弾薬手並びに戦車砲手に対し、年1回射撃検定を行うものとする。

2 射撃検定実施の要領は、別冊第4「射撃教育訓練基準」のとおりとする。

(体力検定)

第26条 中隊長等は、当該部隊等に所属する隊員に対し、年間1回体力検定を行うものとする。

2 体力検定の実施要領、等級及び判定基準等は別冊第5「体育教育訓練基準」のとおりとする。

(スキー検定)

第27条 積雪地部隊等のうち、次の表の中欄に掲げる部隊等の長は、当該左欄の部隊等に所属する隊員に対し、当該右欄に示す等級区分のスキー検定を積雪の状況により実施できない場合を除き年間1回行うものとする。ただし、積雪地部隊等のうち機関等においては必要に応じ行うものとする。

部隊等		部隊等の長	技能等級
師団・旅団・団	連隊等	連隊長等	特級 1級
	独立大隊等	独立大隊長等	
	その他の師団(旅団、団)直轄部隊	師団(旅団、団)長	
隷下に編制上の単位部隊を有する陸上総隊司令官及び方面総監直轄部隊		当該部隊長	
その他の部隊等		当該部隊等の所在する方面区の方面総監	
大隊又は中隊(隊)		大隊長。ただし、大隊に属さない中隊(隊)にあつては中隊(隊)長	2級 3級
備考	独立大隊等とは師団(旅団、団)長に直属する大隊及び2等陸佐を編制上の長とする隊をいう。		

2 スキー検定の実施要領、等級及び判定基準等は別冊第3「積雪地教育訓練基準」のとおりとする。  
(格闘検定)

第27条の2 次の表の中欄に掲げる部隊等の長は、当該左欄の部隊等に所属する隊員に対し、当該右欄に示す等級区分の格闘検定を1年間に1回行うものとする。ただし、機関等においては、必要に応じ行うものとする。

部隊等		部隊等の長	等級区分	
陸上総隊	編制上2等陸佐以上を長とする部隊	当該部隊長	特級 準特級 1級	
	その他の陸上総隊司令官直轄部隊	陸上総隊司令官		
方面隊	師団・旅団・団	編制上2等陸佐以上を長とする部隊		当該部隊長
	方面総監直轄部隊	その他の師団(旅団、団)長直轄部隊		師団(旅団、団)長
		編制上2等陸佐以上を長とする部隊		当該部隊長
		その他の方面総監直轄部隊		方面総監
防衛大臣直轄部隊等	団(富士教導団を含む。)	編制上2等陸佐以上を長とする部隊		当該部隊長
	その他の防衛大臣直轄部隊等	その他の団長直轄部隊		団長
		その他の防衛大臣直轄部隊等		当該部隊長等
中隊等		当該部隊長		2級 3級

2 格闘検定の実施要領、等級及び判定基準等は、別冊第6「格闘教育訓練基準」のとおりとする。

(逮捕術検定)

第27条の3 次の表の中欄に掲げる部隊長は、当該左欄の部隊に所属する隊員に対し、当該右欄に示す等級区分の逮捕術検定を2年間に1回行うものとする。

部隊	部隊長	等級区分
警務隊（方面警務隊及び中央警務隊を除く。）	警務隊長	特級・1級
中央警務隊	中央警務隊長	
方面警務隊	方面警務隊長	
警務隊本部	当該部隊の長	2級・3級
中央警務隊		
方面警務隊本部		
保安警務中隊		
地区警務隊		

2 逮捕術検定の実施要領、等級及び判定基準は、別冊第13「逮捕術教育訓練基準」のとおりとする。

(救急法検定)

第27条の4 中隊長等は、当該部隊等に所属する隊員に対し、1年間に1回以上救急法検定を行うものとする。

2 救急法検定の実施要領、判定基準等は、別冊第15「救急法等教育訓練基準」のとおりとする。

(検定成果の記録)

第27条の5 中隊長等は、所属隊員の特技検定、射撃検定、体力検定、スキー検定、格闘検定、逮捕術検定、救急法検定等の成果について、検定記録簿（様式別紙第5の2）を整備し、保管するものとする。

2 中隊長等は、所属隊員が所属を異にして異動する場合又は学校等（検定を実施しない課程を除く。）に入校する場合は、その隊員の検定記録簿を、異動先の中隊長等に送付するか又は本人に携行させるものとする。

#### 第5章 招集訓練及び招集教育訓練

(招集訓練及び招集教育訓練の基準)

第28条 予備自衛官の招集訓練の実施の基準は、別冊第11「予備自衛官招集訓練基準」のとおりとする。

2 即応予備自衛官の招集訓練の実施の基準は、別冊第14「即応予備自衛官招集訓練基準」のとおりとする。

3 予備自衛官補の招集教育訓練の実施の基準は、別冊第12「予備自衛官補招集教育訓練基準」のとおりとする。

(特技検定)

第28条の2 特技検定は即応予備自衛官に対し、現に指定されている特技と同一系統の上位の特技を検定するため実施するものとし、その課目、配点の基準等は別冊第2「特技等教育訓練基準」のとおりとする。

(射撃検定)

第28条の3 即応予備自衛官の招集手続に関する訓令（平成10年陸上自衛隊訓令第13号）第2条第4号に規定する訓練招集部隊等の長（以下「訓練招集部隊等の長」という。）は、次項に規定する射撃検定基準に示す小火器を個人装備とする即応予備自衛官又は当該火器の射手、副射手及び弾薬手並びに戦車砲手である即応予備自衛官に対し、年間1回射撃検定を行うものとする。

2 射撃検定実施の要領は、別冊第4「射撃教育訓練基準」のとおりとする。

(体力検定)

第28条の4 訓練招集部隊等の長は、当該部隊等に所属する即応予備自衛官に対し、年間1回体力検定を行うものとする。

2 体力検定の実施要領、等級及び判定基準等は、別冊第5「体育教育訓練基準」のとおりとする。

(格闘検定)

第28条の5 訓練招集部隊等の長は、当該部隊等に所属する即応予備自衛官に対し、2年間に1回格闘検定を行うものとする。

2 格闘検定の実施要領、等級及び判定基準等は、別冊第6「格闘教育訓練基準」のとおりとする。

(逮捕術検定)

第28条の6 訓練招集部隊等の長は、当該部隊等に所属する即応予備自衛官に対し、2年間に1回逮捕術検定を行うものとする。

2 逮捕術検定の実施要領、等級及び判定基準等は、別冊第13「逮捕術教育訓練基準」のとおりとする。

(救急法検定)

第28条の7 訓練招集部隊等の長は、当該部隊等に所属する即応予備自衛官に対し、1年間に1回以上救急法検定を行うものとする。

2 救急法検定の実施要領、判定基準等は、別冊第15「救急法等教育訓練基準」のとおりとする。

#### 第6章 計画及び報告等

(教育訓練に関する計画)

第29条 次の各号に掲げる部隊等の長は、教育訓練に関し、年度教育訓練計画を作成するものとする。

(1) 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長

(2) 師団長等及び方面総監直轄部隊等の長

(3) 師団長等直轄部隊等の長

(4) 機関の長に隷属する部隊長

2 次の各号に掲げる部隊等の長は、各四半期ごとに期教育訓練計画を作成するものとする。

(1) 防衛大臣直轄部隊等の長（警務隊長及び自衛隊情報保全隊司令を除く。）

(2) 陸上総隊司令官及び方面総監直轄部隊等の長（特科群長、方面通信群長及び方面航空隊長を除く。）

(3) 師団長等直轄部隊等の長（特科連隊長及び特科群長を除く。）

(4) 大隊長

(5) 特科連隊本部中隊長、特科群並びに方面通信群直轄部隊長及び中央野外通信群本部付隊長

(6) 方面警務隊長及び方面航空隊長の直轄部隊長

(7) 機関の長に隷属する部隊長

3 中隊長等は、週間訓練実施予定表を作成するものとする。

4 中隊長等は中隊長等の日々の隊力使用状況を把握し、教育訓練の的確な実施に資するものとする。

5 第1項に掲げる年度教育訓練計画に含ませる内容の基準は別紙第6のとおりとする。

(報告)

第30条 部隊等の長は教育訓練に関し、別紙第7に基づき、順序を経て陸上幕僚長に報告するとともに、教育訓練研究本部長に通知するものとする。

2 中央音楽隊及び学校等（幹部候補生学校及び高等工科大学を除く。）の長は、職種等訓練現況視察の成果について、陸上幕僚長に報告するとともに、視察先部隊等の長及び教育訓練研究本部長に通知するものとする。

3 教育訓練研究本部長は、各種教育成果及び練成訓練の成果について分析し、その結果について陸上幕僚長に報告するとともに、陸上総隊司令官及び方面総監に通知するものとする。

(特技者の養成)

第30条の2 部隊等の長は、それぞれの編制に示された任務及び特技別定員並びに人員充足の基準等を基礎として、主要特技についてその養成の目標を明らかにし、これに基づき常に計画的に特技者の養成と確保を図るものとする。

(課程等の履修者割当の要望)

第31条 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は当該年度業務別計画に示す課程別履修者割当数に対する修正要望を、それぞれ各四半期開始60日前までに陸上幕僚長に提出するものとする。

(別紙第8) (人教定第17号)

2 教育訓練研究本部長は、前項に基づき陸上幕僚長に提出された修正要望について、必要により、陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長と調整し、その結果を各四半期開始30日前までに陸上幕僚長に報告するものとする。

(備付書類)

第32条 部隊等の長は、教育訓練に関する書類を別紙第9に掲げる備付基準に基づき備え付けるものとする。

(生徒陸曹候補生、陸曹候補生及び一般陸曹候補生訓育資料等)

第32条の2 生徒、陸曹候補生及び一般陸曹候補生の所属する部隊等の長は、生徒陸曹候補生訓育資料(別紙第9の2)又は陸曹候補生及び一般陸曹候補生訓育資料(別紙第9の3)1部を作成し、陸曹候補生課程教育開始10日前までに陸曹候補生課程を担当する陸曹教育隊長又は女性自衛官教育隊長に送付するとともに、第27条の5に定める検定記録簿を携行させるものとする。

2 陸曹教育隊長又は女性自衛官教育隊長は、教育修了後、前項に規定する訓育資料に所要の所見を付して、生徒陸曹候補生については生徒陸曹候補生課程中期教育を担当する部隊に、一般陸曹候補生については初級陸曹特技課程(陸上幕僚長指定の特技集合教育を含む。次項において同じ。)教育を担当する学校等の長に送付するものとする。

3 生徒陸曹候補生課程中期教育を担当する部隊の長は、教育修了後、第1項に規定する訓育資料に所要の所見を付して生徒陸曹候補生課程後期教育を担当する学校等の長に送付するものとする。

4 生徒陸曹候補生課程後期教育及び初級陸曹特技課程教育を担当する学校等の長は、教育修了後、第1項に規定する訓育資料に所要の所見を付して、履修者の所属する部隊等の長に送付するものとする。

5 陸曹教育隊長、女性自衛官教育隊長及び初級陸曹特技課程教育を担当する学校等の長は、実施した検定の結果を第1項の検定記録簿に記入し教育修了時携行させるものとする。

(教育訓練等の相互援助)

第33条 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、必要に応じ相互に教育訓練及び技能検定の実施を委託し又は援助を求めることができる。

(安全管理)

第34条 教育訓練の実施に伴う安全に関しては、関係法規等の定めるところによるほか、別紙第10による。

附 則

1 この達は、昭和40年4月1日から施行する。

2 陸上自衛隊の部隊等における訓練実施に関する達(陸上自衛隊達第160—6号)及び陸上自衛隊の学校における教育訓練実施に関する達(陸上自衛隊達第160—8号)は廃止する。

3 陸士の継続任用に関する達(陸上自衛隊達第21—5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

4 陸上自衛官及び予備自衛官の人事記録の細部取扱いに関する達(陸上自衛隊達第32—10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和40年10月1日陸上自衛隊達第92—11号)(抄)

1 この達は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則(昭和41年4月7日陸上自衛隊達第160—9—1号)

この達は、昭和41年6月1日から施行する。

附 則(昭和42年2月4日陸上自衛隊達第110—1—1号)

1 この達は、昭和42年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している「検定記録簿」の用紙は「実施課程」を「検定区分」に一部修正し、引き続き使用するものとする。

附 則(昭和42年9月7日陸上自衛隊達第110—1—2号)

この達は、昭和42年9月7日から施行する。

附 則(昭和43年2月23日陸上自衛隊達第122—59号)

この達は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則(昭和43年11月13日陸上自衛隊達第110—1—3号)

この達は、昭和43年11月13日から施行する。

附 則(昭和43年11月19日陸上自衛隊達第122—62号)

この達は、昭和43年11月21日から施行する。

附 則(昭和44年1月30日陸上自衛隊達第36—6号)(抄)

1 この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年2月20日陸上自衛隊達第122—63号)

この達は、昭和44年3月1日から施行する。ただし、(中略)第8条の規定は同年3月25日から施行する。

附 則(昭和44年3月28日陸上自衛隊達第122—64号)

この達は、昭和44年5月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月1日陸上自衛隊達第110—1—4号）

この達は、昭和44年5月6日から施行する。

附 則（昭和45年1月14日陸上自衛隊達第110—1—5号）

この達は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年2月21日陸上自衛隊達第110—1—6号）

この達は、昭和45年3月1日から施行する。

附 則（昭和45年5月15日陸上自衛隊達第110—1—7号）

- 1 この達は、昭和45年5月15日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。ただし、昭和45年4月1日以前に教育を開始した課程についてはなお従前の例による。
- 2 この達によって改正された従前の別紙第2の第2項中「重射銃装置」及び第4項中「高射砲」の課程については、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月17日陸上自衛隊達第122—72号）

- 1 この達は、昭和45年7月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和45年6月30日陸上自衛隊達第110—1—8号）

- 1 この達は、昭和45年9月1日から施行する。
- 2 この達による改正後の生徒課程の教育基準は、昭和45年3月24日以後に採用された陸曹候補者たる生徒に適用し、同日前に採用された陸曹候補者たる生徒については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年11月12日陸上自衛隊達第110—1—9号）

この達は、昭和45年11月12日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。ただし、第10条第4項は、昭和46年度以降実施する幹部及び陸曹の特技課程（初級陸曹特技課程を除く。）に適用する。

附 則（昭和46年2月17日陸上自衛隊達第122—77号）

- 1 この達は、昭和46年4月2日から施行する。ただし、〔中略〕第12条の規定は昭和46年3月25日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和46年4月16日陸上自衛隊達第110—1—10号）

この達は、昭和46年4月16日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年7月22日陸上自衛隊達第122—81号）

- 1 この達は、昭和46年7月24日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和47年3月31日陸上自衛隊達第110—1—11号）

- 1 この達は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、昭和47年4月1日以前に教育を開始した課程についてはなお従前の例による。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和47年12月27日陸上自衛隊達第41—2—2号）（抄）

- 1 この達は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日陸上自衛隊達第110—1—12号）

- 1 この達は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊富士学校第57期普通科幹部上級課程、同第84期特科幹部上級課程及び陸上自衛隊通信学校第47期通信科幹部上級課程については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年7月30日陸上自衛隊達第122—92号）

この達は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日陸上自衛隊達第122—93号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年1月12日陸上自衛隊達第122—94号）

この達は、第1条、第6条及び第7条の規定は昭和49年1月21日から、その他の規定は同年3月26日から施行する。

附 則（昭和49年2月22日陸上自衛隊達第122—96号）

この達は、昭和49年2月22日から施行する。

附 則（昭和49年3月14日陸上自衛隊達第110—1—13号）（抄）

1 この達は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、施設技術教育隊、通信技術教育隊及び需品教育隊における教育に係る事項については昭和49年8月1日から、会計教育隊及び高射教育隊における教育に係る事項については昭和50年3月15日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日陸上自衛隊達第110—1—14号）

この達は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月10日陸上自衛隊達第110—1—15号）（抄）

1 この達は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月26日陸上自衛隊達第122—102号）

この達は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年2月25日陸上自衛隊達第110—1—16号）

1 この達は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、内容等を修正して使用することができる。

附 則（昭和51年5月14日陸上自衛隊達第110—1—17号）

この達は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則（昭和51年8月20日陸上自衛隊達第122—105号）

この達は、昭和51年8月20日から施行する。

附 則（昭和52年2月21日陸上自衛隊達第122—106号）

この達は、昭和52年3月25日から施行する。

附 則（昭和52年3月2日陸上自衛隊達第110号—1—18号）

1 この達は、昭和52年4月1日から施行する。

2 陸上自衛隊航空学校第51期及び第52期幹部L操縦課程については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—109号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年3月11日陸上自衛隊達第110—1—19号）

1 この達は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度の報告については、なお従前の例による。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和53年10月3日陸上自衛隊達第110—1—20号）

1 この達は、昭和53年10月9日から施行する。

2 昭和53年10月1日前に陸曹航空操縦学生を命ぜられた者に対する教育については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月1日陸上自衛隊達第110—1—21号）

1 この達は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この達による改正後の幹部基礎課程及び幹部初級課程は、昭和54年度以降に一般幹部候補生課程の履修を命ぜられた者から適用し、同年度前に当該課程を修了した者については、なお従前の例による。

3 昭和54年4月1日以前に教育を開始した初級陸曹特技課程「准看護師」については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月14日陸上自衛隊達第122—111号）

1 この達は、昭和54年3月14日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和54年4月17日陸上自衛隊達第110—1—22号）

この達は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、昭和52年2月1日以降開始した幹部初級課程については同年2月1日から、同年3月1日以降開始した新隊員課程教育については同年3月1日から、適用する。

附 則（昭和55年4月7日陸上自衛隊達第110—1—23号）

この達は、昭和55年4月7日から施行する。ただし、初級陸曹特技課程「レーダー修理」に係る事項は昭和55年9月1日、幹部特技課程「武器技術専修」に係る事項は昭和55年8月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月7日陸上自衛隊達第110—1—24号）

この達は、昭和55年7月10日から施行する。ただし、新隊員課程後期「高射火器」に係る事項は、昭和55年度5月入隊隊員から適用する。

附 則（昭和55年12月11日陸上自衛隊達第110—1—25号）

この達は、昭和55年12月15日から施行する。

附 則（昭和56年3月14日陸上自衛隊達第110—1—26号）

この達は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月18日陸上自衛隊達第122—118号）

この達は、昭和56年9月21日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日陸上自衛隊達第110—1—27号）

この達は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和57年12月13日陸上自衛隊達第110—1—28号）

この達は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月8日陸上自衛隊達第122—121号）

この達は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日陸上自衛隊達第110—1—29号）

- 1 この達は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有する「検定記録簿」の内紙は内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和58年10月22日陸上自衛隊達第110—1—30号）

この達は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則（昭和58年11月18日陸上自衛隊達第110—1—31号）

この達は、昭和58年12月2日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日陸上自衛隊達第110—1—32号）

この達は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月14日陸上自衛隊達第110—1—33号）

この達は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年11月15日陸上自衛隊達第110—1—34号）

この達は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122—124号）

- 1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和61年3月26日陸上自衛隊達第110—1—35号）

- 1 この達は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に継続中の課程についてはなお従前の例による。

附 則（昭和61年4月24日陸上自衛隊達第110—1—36号）

この達は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日陸上自衛隊達第110—1—37号）

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日陸上自衛隊達第110—1—38号）

- 1 この達は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に継続中の課程についてはなお従前の例による。

附 則（昭和62年11月5日陸上自衛隊達第110—1—39号）

この達は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月14日陸上自衛隊達第110—1—40号）

この達は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月15日陸上自衛隊達第110—1—41号）

- 1 この達は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に継続中の課程については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年4月8日陸上自衛隊達第110—1—42号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号）

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成元年3月8日陸上自衛隊達第110—1—43号）

- 1 この達は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に継続中の課程については、なお従前の例による。  
附 則（平成2年3月9日陸上自衛隊達第110—1—44号）
- 1 この達は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に継続中の課程については、なお従前の例による。  
附 則（平成3年3月12日陸上自衛隊達第110—1—45号）
- 1 この達は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に継続中の課程については、なお従前の例による。
- 3 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。  
附 則（平成4年3月12日陸上自衛隊達第110—1—46号）
- 1 この達は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この達による改正後の生徒課程前期の教育基準は、平成4年3月30日以後に採用された陸曹候補者たる生徒に適用し、同日前に採用された陸曹候補者たる生徒については、なお従前の例による。  
附 則（平成5年3月2日陸上自衛隊達第110—1—47号）  
この達は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別紙第1の改正規定は、同年3月30日から適用する。  
附 則（平成6年3月28日陸上自衛隊達第110—1—48号）  
この達は、平成6年4月1日から施行する。ただし、中央システム管理隊及びシステム管理隊にかかる改正規定は、同年3月28日から適用する。  
附 則（平成7年3月14日陸上自衛隊達第110—1—49号）  
この達は、平成7年4月1日から施行する。ただし、中央地理隊にかかる改正規定は、同年3月28日から適用する。  
附 則（平成8年3月26日陸上自衛隊達第110—1—50号）  
この達は、平成8年4月1日から施行する。  
附 則（平成9年1月17日陸上自衛隊達第122—132号）  
この達は、平成9年1月20日から施行する。  
附 則（平成9年3月21日陸上自衛隊達第110—1—51号）  
この達は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則（平成10年3月25日陸上自衛隊達第110—1—52号）  
この達は、平成10年3月26日から施行する。  
附 則（平成11年3月26日陸上自衛隊達第110—1—53号）  
この達は、平成11年3月29日から施行する。  
附 則（平成12年3月24日陸上自衛隊達第110—1—54号）
- 1 この達は、平成12年3月28日から施行する。ただし、別紙第1(12)項の規定は檜町駐屯地廃止後から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に継続中の課程については、なお従前の例による。  
附 則（平成13年3月22日陸上自衛隊達第110—1—55号）  
この達は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第12ヘリコプター隊、方面指揮所訓練支援隊及び小平学校にかかる改正規定は同年3月27日から適用する。  
附 則（平成14年3月20日陸上自衛隊達第110—1—56号）  
この達は、平成14年3月27日から施行する。  
附 則（平成14年3月27日陸上自衛隊達第110—1—57号）  
この達は、平成14年3月27日から施行する。ただし、保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う看護婦等の名称の変更に係る改正規定については、平成14年3月1日から適用する。  
附 則（平成15年3月19日陸上自衛隊達第110—1—58号）  
この達は、平成15年3月27日から施行する。ただし、婦人自衛官の女性自衛官への呼称変更に伴う改正規定は、同年4月1日から施行する。  
附 則（平成16年3月29日陸上自衛隊達第110—1—59号）  
この達は、平成16年3月29日から施行する。  
附 則（平成17年3月30日陸上自衛隊達第110—1—60号）  
この達は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則（平成18年3月30日陸上自衛隊達第110—1—61号）  
この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第110—1—62号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月29日陸上自衛隊達第110—1—63号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日陸上自衛隊達第110—1—64号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成21年3月17日陸上自衛隊達第110—1—65号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月1日陸上自衛隊達第110—1—66号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日陸上自衛隊達第110—1—67号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成22年6月25日陸上自衛隊達第110—1—68号）

1 この達は、平成22年7月1日から施行する。

2 この達施行以降、従前の新隊員課程の教育を行う場合は、自衛官候補生課程及び新隊員特技課程の教育基準を準用するものとする。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第110—1—69号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月22日陸上自衛隊達第110—1—70号）

この達は、平成23年4月22日から施行する。

附 則（平成24年3月28日陸上自衛隊達第110—1—71号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日陸上自衛隊達第110—1—72号）

この達は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日陸上自衛隊達第110—1—73号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の第26条第1項第2号及び別紙第1の規定は、同年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月24日陸上自衛隊達第110—1—74号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日陸上自衛隊達第110—1—75号）

この達は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日陸上自衛隊達第110—1—76号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日陸上自衛隊達第110—1—77号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。ただし、陸上自衛隊の教育訓練移管する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）の一部改正に伴う看護学生課程及び本達の第2項第3項の改正規定は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成29年3月27日陸上自衛隊達第110—1—78号）

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第110—1—79号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月26日陸上自衛隊達第110—1—80号）

この達は、平成31年3月26日から施行する。

附 則（令和2年3月26日陸上自衛隊達第110—1—81号）

この達は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和2年5月20日陸上自衛隊達第110—1—82号）

この達は、令和2年5月20日から施行し、この達による改正後の別冊第4その9の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月29日陸上自衛隊達第110—1—83号）

この達は、令和2年6月29日から施行する。

附 則（令和3年3月26日陸上自衛隊達第110—1—84号）

- 1 この達は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和3年4月27日陸上自衛隊達第110—1—85号）

- 1 この達は、令和3年4月27日から施行し、この達による改正後の別冊第2、別冊第9及び別冊第10の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和4年3月25日陸上自衛隊達第110—1—86号）

- 1 この達は、令和4年3月25日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和5年3月24日陸上自衛隊達第110—1—87号）

- 1 この達は、令和5年3月24日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和6年3月21日陸上自衛隊達第110—1—88号）

- 1 この達は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和6年4月23日陸上自衛隊達第110—1—89号）

- 1 この達は、令和6年4月23日から施行し、令和6年3月21日から適用する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

別紙第1（第1条関係）

機関に準じて取り扱う部隊

- (1) 陸上自衛隊の編制に関する訓令（昭和44年陸上自衛隊訓令第11号）のうち陸上自衛隊編制（乙）に掲げる部隊
- (2) 中央（方面）管制気象隊
- (3) 中央情報隊
- (4) 通信保全監査隊
- (5) 中央基地システム通信隊、基地システム通信大隊、基地システム通信中隊及び基地通信（大）（中）隊
- (6) 削除
- (7) 自衛隊情報保全隊
- (8) 削除
- (9) 沿岸監視隊
- (10) 中央音楽隊
- (11) 削除
- (12) 削除
- (13) 機関の長に隷属する部隊
- (14) 特別輸送ヘリコプター隊
- (15) 不発弾処理隊
- (16) システム開発隊
- (17) 方面指揮所訓練支援隊
- (18) システム防護隊
- (19) 方面情報処理隊
- (20) 中央警務隊

## 特 技 課 程 等 の 種 別 等

## 1 新隊員特技課程及び一般陸曹候補生課程後期

種 別	設 置 場 所	期 間
軽 火 器	第1空挺団、普通科連隊（普通科教導連隊を含む。以下同じ。）、即応機動連隊、警備隊	約 9 週
迫 撃 砲	第1空挺団、普通科連隊、即応機動連隊	
機 甲	戦車連隊、機甲教導連隊、戦車隊、戦車大隊	約 1 1 週
野 戦 砲	特科連隊（方面特科連隊を含む。）、地对艦ミサイル連隊、特科群、特科隊（方面特科隊を含む。）、特科教導隊、第1空挺団特科大隊、水陸機動団特科大隊	約 9 週
高 射 火 器	高射特科連隊、高射特科大隊、高射教導隊	
S A M	高射特科群、高射教導隊、第15高射特科連隊	
情 報	方面情報隊、師団情報隊、旅団情報隊、情報教導隊	約 8 週
航 空 機 整 備	第1ヘリコプター団、方面航空隊、航空学校	
施 設	第15旅団、第1空挺団、施設群、施設教導隊、施設大隊、施設隊	約 1 0 週
装 輪 車 整 備	方面総監の指定する部隊及び補給処並びに武器学校長の指定する部隊	約 9 週
火 器 整 備		
弾 薬		
需 品	後方支援連隊、旅団後方支援隊、需品教導隊	約 8 週
輸 送	方面輸送隊、後方支援連隊、旅団後方支援隊、第311輸送中隊	約 1 3 週
化 学	陸上総隊司令官、方面総監の指定する部隊	約 9 週
会 計	方面総監の指定する部隊	約 8 週
衛 生	方面衛生隊、後方支援連隊、旅団後方支援隊、衛生教導隊	約 9 週
音 楽	中央音楽隊	約 1 3 週
地 図	地理情報隊	約 1 1 週
備 考	新隊員及び一般陸曹候補生の入隊状況、教育部隊等の能力等を考慮し、特に必要と認める場合には臨時に設置場所を指定することがある。	

2 陸士特技課程

種 別	設 置 場 所	期 間
野 戦 砲 測 量	陸上総隊司令官、方面総監又は師団長、旅団長及び富士学校長の指定する部隊	約 8 週
施 設 機 械 操 作	方面総監又は師団長、旅団長及び富士学校長又は施設学校長の指定する部隊	約 1 0 週
施 設 機 械 整 備	方面総監又は師団長及び富士学校長又は施設学校長の指定する部隊	
測 量	方面総監又は師団長及び富士学校長及び施設学校長の指定する部隊、地理情報隊	
光 測 整 備	武器学校	約 7 週
鍛 造 工 作		約 9 週
映 像 写 真	システム通信・サイバー学校	
偵 察	陸上総隊司令官、方面総監又は師団長、旅団長及び富士学校長及び情報学校長の指定する部隊	約 6 週
装 輪 操 縦	陸上総隊司令官、方面総監又は師団長、旅団長及び機関の長の指定する部隊	約 1 3 ( 8 ) 週
自 由 降 下	空挺教育隊	約 6 週
水 陸 両 用 車	水陸機動教育隊	約 6 週
洋 上 潜 入		約 5 週
備 考	教育部隊等の能力等を考慮し、特に必要と認める場合には臨時に設置場所を指定することがある。	

3 公募陸曹課程

種 別	設 置 場 所	期 間
看 護 陸 曹	衛生学校	約 7 週
音 楽 陸 曹	中央音楽隊	約 9 週

4 初級陸曹特技課程

種 別	設 置 場 所	期 間
軽 火 器	陸曹教育隊	約 1 0 週
迫 撃 砲		
A T M		約 7 ( 1 0 ) 週
機 甲	富士学校	約 1 0 週
偵 察 ( 機 )		
野 戦 砲	陸曹教育隊又は富士学校	約 1 1 週

種 別	設 置 場 所	期 間	
野 戦 砲 測 量	陸曹教育隊	約 1 0 週	
野 戦 砲 射 撃 指 揮			
M P M S 射 統	富士学校	約 1 2 週	
音 源 標 定 ( 普 )		約 8 週	
音 源 標 定 ( 野 特 )		約 8 週	
弾 道 気 象		約 1 2 週	
野 戦 砲 情 報		約 1 3 週	
野 戦 砲 レ ー ダ		約 1 5 週	
S S M 射 統		約 1 2 週	
偵 察 ( 普 )		約 1 0 週	
高 射 火 器		高射学校	約 1 5 ( 1 2 ) 週
対 空 指 揮 情 報			約 1 8 週
短 S A M	約 1 3 週		
S A M	約 1 3 ~ 1 8 週		
対 空 指 揮 装 置 整 備	約 2 0 週		
S A M 電 気 機 械 整 備	約 2 3 ( 2 1 ) 週		
S A M レ ー ダ 整 備			
S A M 射 統 器 材 整 備			
情 報	情報学校	約 1 1 週	
地 誌		約 1 1 週	
調 査		約 1 9 週	
偵 察 ( 情 )		約 7 週	
部 隊 情 報		約 1 0 週	
航 空 写 真 判 読		約 1 1 週	
普 通 英 語		約 1 2 週	
基 礎 英 語	陸曹教育隊		

種 別	設 置 場 所	期 間
航 空 機 整 備	航空学校	約 1 1 ~ 3 3 週
航 空 武 装 整 備		約 8 週
ア ビ オ ニ ク ス 整 備		約 1 9 ~ 2 9 週
航 空 電 子 整 備		約 5 ~ 1 1 週
航 空 機 体 整 備		約 1 0 ~ 1 6 週
航 空 通 信 整 備		約 2 3 週
映 像 写 真 ( 航 空 )		約 6 週
L R - 2 機 体 整 備		約 1 2 週
L R - 2 航 空 通 信 電 子 整 備		約 1 2 週
架 橋		方面総監又は師団長及び富士学校長及び施設学校長の指定する部隊
施 設 機 械 操 作	約 5 ( 7 ) 週	
施 設	施設学校	約 1 1 週
木 工		約 1 0 週
鉄 工		約 8 週
電 工		約 8 週
ク レ ー ン		約 7 週
施 設 機 械 整 備		約 1 2 週
測 量		約 1 1 週
営 繕		約 1 1 週
発 電 器 整 備		約 8 週
無 線 機 器 整 備		システム通信・サイバー学校
有 線 整 備	約 1 3 週	
重 構 成	約 8 週	
暗 号 機 整 備	約 8 週	
レ ー ダ 整 備	約 1 2 ~ 2 6 週	
指 揮 装 置 整 備	約 1 2 ~ 1 4 週	
電 子 戦	約 1 8 週	

種 別	設 置 場 所	期 間
映 像 写 真	システム通信・サイバー学校	約 1 1 週
電 計 処 理		約 1 2 週
シ ス テ ム 防 護		約 1 3 週
基 礎 電 子		約 4 ~ 9 週
装 輪 車 整 備	武器学校	約 1 3 週
装 軌 車 整 備		約 1 7 週
火 器 整 備		約 2 1 ( 9 ) 週
光 測 整 備		約 1 5 週
戦 車 砲 電 子 整 備		約 2 8 週
自 走 砲 電 子 整 備		約 1 8 ( 1 3 ) 週
弾 薬		約 2 8 週
爆 発 装 置 処 理		約 1 2 週
対 地 誘 導 武 器 整 備		約 2 6 週
短 S A M 射 統 整 備		約 3 0 週
対 空 誘 導 武 器 整 備		約 3 0 週
鍛 造 工 作		約 1 6 週
部 隊 弾 薬		約 1 0 週
専 門 補 給		需品学校
需 品	約 9 週	
落 下 傘	約 3 ~ 1 1 週	
需 品 器 材	約 2 0 週	
部 隊 補 給	約 8 週	
給 養	約 9 週	
輸 送	輸送学校	約 1 5 週
警 務	小平学校	約 2 8 週
会 計		約 1 1 週
厚 生		約 6 週
シ ス テ ム 運 用		約 4 週

種 別	設 置 場 所	期 間
准 看 護 師	自衛隊札幌病院、自衛隊仙台病院、自衛隊阪神病院、自衛隊福岡病院	約 2 年
衛 生 整 備	衛生学校	約 1 3 週
衛 生 資 材		約 1 4 週
救 急 救 命 士		約 1 年
化 学	化学学校	約 1 0 週
化 学 整 備		約 1 8 週
音 楽	中央音楽隊	約 1 8 週
自 由 降 下	空挺教育隊	約 6 週
空 挺 レ ン ジ ャ ー		約 8 週
洋 上 潜 入	水陸機動教育隊	約 5 週

5 上級陸曹特技課程

種 別	設 置 場 所	期 間
部隊システム通信（普）	富士学校	約 1 0 週
部隊システム通信（機）		
部隊システム通信（野特）		
レ ン ジ ャ ー 助 教		
部隊システム通信（高特）	高射学校	約 8 週
上 級 英 語	情報学校	約 2 0 週
ロ シ ア 語		約 4 5 週
中 国 語		
韓 国 語		
航 空 機 検 査	航空学校	約 1 0 週
部隊システム通信（航）		約 8 週
機 上 整 備 員 （ C H ）	航空学校	約 1 0 週
機 上 操 作 員		
建 設	施設学校	約 8 週
施 設 機 械 施 工		
燃 料	需品学校	

種 別	設 置 場 所	期 間
輸 送 業 務	輸送学校	約 7 週
犯 罪 捜 査	小平学校	
調 達		
人 事		約 7 週
臨 床 検 査 技 師	衛生学校	約 3 年
部 隊 化 学	化学学校	約 8 週
高 圧 ガ ス 取 扱		約 5 週
放 射 線 取 扱		約 6 週
楽 手 長	中央音楽隊	約 1 0 週
診 療 放 射 線 技 師	自衛隊中央病院	約 3 年
国 際 活 動	国際活動教育隊	約 3 週
水 陸 両 用 車	水陸機動教育隊	約 3 週
艇 長		約 5 週
冬 季 遊 撃	冬季戦技教育隊	約 7 週

6 幹部特技課程

種 別	設 置 場 所	期 間
普 通 科 作 業	富士学校	約 1 1 週
迫 撃 砲		約 1 2 週
A T M 射 撃		約 1 2 週
M P M S 射 統		約 1 3 週
野 戦 砲 測 量		約 5 週
S S M 射 統		約 1 2 週
野 戦 砲 情 報		約 1 6 週
偵 察 ( 普 )		約 9 週
偵 察 ( 機 )		約 1 0 週
部隊システム通信 ( 普 )		約 9 週
部隊システム通信 ( 機 )		
部隊システム通信 ( 野特 )		

種 別	設 置 場 所	期 間
レ ン ジ ャ ー	富士学校	約 1 3 ( 5 ) 週
普 通 科 射 撃		約 8 週
機 甲 科 射 撃		約 9 週
特 科 射 撃 指 揮		約 8 週
対 空 指 揮 情 報	高射学校	約 1 0 週
S A M 電 子		約 1 3 ( 1 4 ) 週
部隊システム通信 (高特)		約 9 週
地 誌	情報学校	約 1 5 週
調 査		約 1 6 週
上 級 英 語		約 2 0 週
ロ シ ア 語		約 4 5 週
中 国 語		
韓 国 語		約 1 1 週
部 隊 情 報		
普 通 英 語		
心 理 戦 防 護		
調 査 運 用		約 8 週
航 空 操 縦	航空学校、第1ヘリコプター団及び西部方面航空隊	約 5 8 ~ 7 0 週
戦 闘 操 縦	航空学校及び西部方面航空隊	約 1 0 ~ 2 1 週
航 空 整 備	航空学校	約 3 2 ( 3 4 ) 週
ア ビ オ ニ ク ス 整 備		約 2 0 週
部隊システム通信 (航)		約 8 週
生 産 管 理 ( 航 )		約 1 1 週
L R - 2 操 縦	第1ヘリコプター団	約 2 3 週
U H - 6 0 操 縦	航空学校	約 9 週
O H - 1 操 縦		約 1 0 週
計 器 飛 行 検 定 官	航空学校及び第1ヘリコプター団	約 3 週

種 別	設 置 場 所	期 間
土 木	施設学校	約 1 1 週
建 設		約 1 7 週
施 設 機 械 整 備		約 1 4 週
通 信 シ ス テ ム	システム通信・サイバー学校	約 1 5 週
暗 号		約 8 週
通 信 整 備		約 9 週
レ ー ダ 整 備		約 1 2 週
指 揮 装 置 整 備		
電 子 戦		約 1 0 週
シ ス テ ム 運 営		約 1 6 週
電 計 処 理		約 1 6 週
シ ス テ ム 開 発		約 1 2 週
シ ス テ ム 防 護		約 1 4 週
部隊システム通信（基礎）		約 8 週
生 産 管 理 （ 通 ）		約 1 1 週
基 礎 電 子		約 9 （ 4 ） 週
車 両 整 備		約 1 6 週
火 器 整 備	約 1 8 週	
弾 薬	約 2 4 週	
爆 発 装 置 処 理	約 1 2 週	
誘 導 武 器 整 備	約 2 5 週	
機 械 工 作	約 1 3 週	
補 給 管 理 実 務 担 当 者	約 6 週	
生 産 管 理 （ 基 礎 ）	約 5 週	
生 産 管 理 （ 武 ）	約 3 週	
専 門 補 給	需品学校	約 1 0 週
燃 料		約 5 週
落 下 傘		約 1 0 週

種 別	設 置 場 所	期 間
-----	---------	-----

生産管理（需）	需品学校	約 1 1 週	
部隊補給		約 8 週	
部隊車両	輸送学校	約 6 週	
輸送業務		約 6 週	
調達	小平学校	約 9 週	
渉外広報		約 5 週	
人事		約 1 0 週	
厚生		約 4（8）週	
法務		約 1 2 週	
法務運用		約 6 週	
運用解析		約 1 3 週	
賠償補償		約 9 週	
犯罪捜査		約 8 週	
警務官		約 2 3 週	
システム運用		約 6 週	
衛生官		衛生学校	約 9 週
看護師技術			約 1 0 週
新任医官特別			約 4 週
新任看護官特別	約 4 週		
心理	約 1 2 週		
部隊化学	化学学校	約 6 週	
放射線取扱		約 5 週	
自由降下	空挺教育隊	約 6 週	
空挺レンジャー		約 1 0（2）週	
国際活動	国際活動教育隊	約 2 週	
冬季遊撃	冬季戦技教育隊	約 7 週	
艇長	水陸機動教育隊	約 5 週	
洋上潜入		約 5 週	

種 別	設 置 場 所	期 間
戦闘シミュレーション指導	小平学校	約 4 週
戦闘シミュレーション操作		約 2 週

8 火力誘導課程

種 別	設 置 場 所	期 間
火 力 誘 導 課 程	富士学校	約 7 週

## 別紙第3 (第4条関係)

## 空挺基本訓練課程の種別等

種 別	設 置 場 所	期 間
基 本 降 下	空挺教育隊	約 5 週
降 下 長		約 8 週

別紙第3の2 (第4条の3 関連)

水陸両用基本訓練課程の種別等

種 別	設 置 場 所	期 間
幹 部 水 陸 両 用	水陸機動教育隊	約 5 週
曹 士 水 陸 両 用		約 5 週
備 考	教育部隊の能力等を考慮し、特に必要と認める場合には臨時に設置場所を指定することがある。	

教 育 課 目 表 様 式

1 表 紙

幹部（陸曹）〇〇課程（〇〇科）	
教 育 課 目 表	
〇〇 週	
年	月 日（作成）
〇 〇 学 校	
備考 課程名（ ）内の科名は、富士学校、小平学校で職種区分を明りょうにする必要のあるものについてのみ記述する。	

規格：日本産業規格A 4

2 教育時間配当及び教授型式別時間比率表

課 目 \ 型 式	講義・討義	室内実習	室外実習	実員指揮	射撃	図上戦術	現地戦術	現地教育	兵棋	展 示	試 験	そ の 他	合 計	
													時 間	%

規格：日本産業規格A 4

3 本 文

課 目	大	時 間 百分率		使 用 教 材 演 習 兵 力 支 援 場 等
	中			
	小			
	(適宜区分)			
細 目 (細目番号)	時 間	型 式 別 時 間	教 育 内 容	

規格：日本産業規格A 4

備考

様式は、一般的な基準を示すものであり、課程の特性により適宜修正することができる。

## 別紙第4の2 (第12条関係)

## 事務官等管理課程、事務官等上級管理課程の設置場所等

種 別	設 置 場 所	期 間
事務官等管理課程	小 平 学 校	約 4 週
事務官等上級管理課程		約 5 週

## 基礎となる部隊

部 隊			基礎となる 部隊	カテゴリー区分			
				I	II	なし	
普通科	連隊	本部管理中隊	小隊		○		
			重迫撃砲小隊	○			
			対戦車小隊	○			
			狙撃班	○			
		普通科中隊	中隊	○			
		重迫撃砲中隊	中隊	○			
	第1空挺団 普通科大隊		大隊	○			
	水陸機動団	水陸機動連隊	本部管理中隊	情報小隊	○		
				通信小隊			○
				補給小隊			○
				狙撃班	○		
			普通科中隊	中隊	○		
	即応機動連隊	本部管理中隊	対戦車中隊	中隊	○		
			偵察小隊	○			
			対戦者小隊	○			
			補給小隊			○	
		普通科中隊	中隊	○			
	対舟艇対戦車隊 (中隊)			隊 (中隊)	○		
	野戦特科	団・連隊・群本部中隊・隊本部中隊		小隊 (班)		○	
		特科大隊		大隊	○		
師団・旅団特科隊		隊	○				
情報中隊		小隊 (班)		○			
観測中隊							
即応機動連隊		火力支援中隊	中隊	○			
地对艦ミサイル連隊		本部管理中隊	小隊 (班)		○		
		射撃中隊	中隊	○			
	地对艦ミサイル中隊	中隊	○				
多連装ロケット中隊		中隊	○				
高射特科	団本部付隊		班		○		
部 隊			基礎となる	カテゴリー区分			

			部隊	I	II	なし	
高射特科	高射特科群	本部管理中隊	小隊		○		
		高射中隊	中隊	○			
		高射運用隊	隊		○		
	高射特科連隊・大隊	本部管理中隊	小隊(班)		○		
		指揮情報中隊	情報小隊		○		
			射撃小隊	○			
	高射中隊	中隊	○				
	高射特科隊(旅団)、旅団高射特科中隊			隊、中隊	○		
	即応機動連隊	本部管理中隊	高射小隊	○			
無人標の機隊、無線誘導機隊			隊			○	
機甲科	連隊・隊本部管理中隊		小隊		○		
	戦車中隊		中隊	○			
	偵察隊		小隊	○			
	偵察戦闘大隊	偵察中隊	中隊	○			
		戦闘中隊	中隊	○			
	水陸機動団	戦闘上陸大隊	戦闘上陸中隊	中隊	○		
		偵察中隊	偵察小隊	小隊	○		
	即応機動連隊	機動戦闘車隊	本部付隊	班		○	
			機動戦闘車中隊	中隊	○		
施設科	団本部付隊		班		○		
	群本部管理中隊		班		○		
	施設大隊	本部管理中隊	小隊(班)		○		
		施設中隊	中隊	○			
	施設(中)隊(旅団)		小隊(班)	○			
	施設群	施設中隊	中隊	○			
	施設器材隊	本部付隊	班		○		
		特殊器材中隊	中隊		○		
架橋中隊		中隊	○				
部 隊			基礎となる	カテゴリー区分			

			部隊	I	II	なし		
施設科	施設隊		小隊	○				
	ダンプ車両中隊		中隊		○			
	水際障害中隊		中隊	○				
	第1空挺団 施設中隊		中隊	○				
	水陸機動団	水陸機動連隊	施設小隊	小隊	○			
		施設中隊		小隊	○			
即応機動連隊		本部管理中隊	施設小隊	○				
航空科	ヘリコプター団	本部管理中隊		班		○		
		輸送ヘリコプター群	本部付隊	班		○		
			飛行隊	隊	○			
		輸送航空隊		隊	○			
		連絡偵察飛行隊		隊	○			
		飛行隊		隊	○			
	ヘリコプター野整備隊	整備隊		隊		○		
		補給隊						
		支援隊						
	方面航空隊	本部付隊		班		○		
		対戦車ヘリコプター隊	本部付隊又は飛行支援隊	班		○		
			飛行隊	隊	○			
		戦闘ヘリコプター隊	本部付隊	班		○		
			飛行隊	隊	○			
		方面ヘリコプター隊	本部付隊	班		○		
			飛行隊	隊	○			
		航空野整備隊	整備隊		隊		○	
			補給隊					
			支援隊					
	輸送ヘリコプター群	本部付隊		班		○		
飛行隊		隊	○					
旅団ヘリコプター隊	本部付隊		班		○			
	飛行隊		隊	○				
飛行隊		隊	○					
部 隊			基礎となる	カテゴリー区分				

			部隊	I	II	なし		
システム通信科	群本部及び本部中隊		映像写真小隊	小隊			○	
	電子作戦隊	本部付隊		班			○	
		電子戦隊		隊			○	
		電子戦中隊		中隊			○	
	通信大隊	本部管理中隊		小隊（班）			○	
		通信中隊		小隊			○	
		電子戦中隊		小隊（班）			○	
	搬送通信大隊	重搬送中隊		中隊			○	
		構成中隊		小隊			○	
	指揮所通信中隊			中隊			○	
	旅団通信隊			小隊			○	
				写真班			○	
	高射搬送通信中隊			中隊			○	
	映像写真中隊	映像小隊		小隊			○	
		写真小隊		小隊			○	
	指揮所通信大隊			小隊			○	
	中枢交換通信隊（中隊）			小隊			○	
	第1空挺団 通信中隊			小隊			○	
	水陸機動団	通信中隊	写真班		班			○
			指揮所通信小隊		小隊			○
通信支援小隊			小隊			○		
	後方支援大隊	通信班		班			○	
即応機動連隊		本部管理中隊		通信小隊			○	
部 隊			基礎となる	カテゴリー区分				

			部隊	I	II	なし		
化学科	化学防護隊（小隊）		隊（小隊）			○		
	特殊武器防護隊		隊			○		
	中央特殊武器 防護隊	本部中隊	小隊			○		
		特殊武器防護隊	隊			○		
武器科	方面後方支援 隊	全般支援大隊（隊）		中隊			○	
		直接支援大隊		中隊（隊）			○	
		直接支援中隊		中隊			○	
		特科直接支援隊		隊、中隊（小隊）			○	
		その他の直接支援隊		隊			○	
		弾薬大隊（中隊）		大隊(中隊)			○	
	後方支援連隊	整備大隊（A）		大隊			○	
		整備大隊（B）		中隊、隊、小隊			○	
	後方支援隊	整備中隊（A）		中隊			○	
		整備中隊（B）		小隊（班）			○	
		整備中隊、直接支援中隊		中隊			○	
	水陸機動 団	後方支援大隊	整備中隊（A）		中隊			○
			整備中隊（B）		中隊			○
	需品科	全般支援大隊（隊）		中隊			○	
補給大隊		大隊			○			
後方支援連隊補給隊・後方支援隊補給中隊・水陸機動団後方支援大隊補給中隊		隊（中隊）			○			
落下傘整備中隊		中隊			○			
水陸機動団		後方支援大隊	補給中隊	中隊			○	
部 隊			基礎となる	カテゴリー区分				

			部隊	I	II	なし	
輸送科	方面輸送隊	輸送中隊（隊）	中隊（隊）			○	
		輸送業務隊	班			○	
	後方支援連隊輸送隊・後方支援隊輸送隊		小隊			○	
衛生科	後方支援連隊衛生隊	治療隊	隊			○	
		救急車小隊	小隊			○	
	後方支援隊衛生隊	治療小隊	小隊			○	
		救急車班	班			○	
	方面衛生隊	野外病院隊	隊			○	
		救急車小隊	小隊			○	
	水陸機動団	水陸機動	本部管理中隊	衛生小隊			○
			衛生隊	治療小隊	小隊		○
			救急車班	班			○
	即応機動連隊	本部管理中隊	衛生小隊			○	
対特殊武器衛生隊		隊			○		
警務科	地区警務隊		隊			○	
	保安警務中隊		小隊			○	
会計科	会計隊		隊			○	
音楽科	音楽隊		隊			○	
方面後方支援隊、後方支援連隊、後方支援隊本部付隊通信小隊（班）			小隊（班）			○	
情報科	通信情報隊		隊			○	
	移動監視隊		隊			○	
	無人偵察機隊		隊			○	
	師団（旅団）情報隊		隊			○	
備考	<p>1 「基礎となる部隊」の欄中（ ）内に示す部隊は左欄の部隊の直轄の部隊を示すものとする。また（（ ））内に示す大隊は、当該規模の合同通信所を示すものとする。</p> <p>2 本部管理中隊、本部中隊及び付隊の小隊（班）のうち、本部班・指揮小隊・運用小隊・勤務班は基礎となる部隊に含まないものとする。</p> <p>3 第7師団、第1空挺団、混成団、対馬警備隊、奄美警備隊、宮古警備隊及び八重山警備隊内の各部隊については、この表を準用するものとする。</p>						

検定記録簿

所属部隊		階級		氏名		生年月日	
------	--	----	--	----	--	------	--

特技検定	特技名	課目	得点 満点
		学科	
		術科	

スキー	検定	受検等級	傾斜地での移動技術	平地での移動技術	総合技術	合否	実施年月日	点検日
						合/否		
指導官資格	区分	取得(再取得)年月日		点検日				

射撃検定	火器名	検定区分	得点・命中数 (補足事項)	E・Fの命中数 E的 F的	等級	実施年月日	実施場所	点検日

体力検定	共通体力検定				戦技等に直結する体力検定				点検日	
	腕立て伏せ	膝半屈腹筋	3000m走 (シャトルラン)	総合	実施年月日 (年齢)	短距離疾走	超壕	重量物の 卸下、運搬 及び積載		実施年月日
	回	回	:	合/否		合/否	合/否	合/否		
	点	点	点	点						
	級	級	級	級						

水泳検定	泳法自由 m/級	潜水 m/級	立泳ぎ 分/級	実施年月日	点検日

格闘	検定	受検等級	第1課題		第2課題	合否	実施年月日 (年齢)	点検日
			基本動作	基礎技術	応用技術			
		級	合/否	合/否	合/否	合/否		
指導官資格	区分	取得(再取得)年月日		点検日				

逮捕術	検定	受検等級	得点 満点	合否	実施年月日 (年齢)	点検日
		級		合/否		
	指導官資格	取得(再取得)年月日	点検日			

救急法検定	課題				合否	実施年月日	点検日
	筆記	第1	第2				
	合/否	合/否	自ら	相互	合/否		

年度教育訓練計画に含ませる内容の基準

- 1 教育訓練実施の方針
- 2 基本教育に関する事項
  - （1）課程教育
  - （2）特技集合教育
  - （3）隊付教育
- 3 練成訓練に関する事項
  - （1）部隊訓練の進度及び目標
  - （2）統制すべき課目と時間配当
  - （3）特に計画又は指定する演習
  - （4）協同の訓練の実施要領
  - （5）集合訓練
- 4 訓練検閲及び技能検定
- 5 その他
  - （1）演習場の割当使用
  - （2）弾薬等の割当、使用
  - （3）教育訓練関係経費の使用
  - （4）その他必要な事項

（注）作成する部隊等の規模に応じ、上記に掲げる項目を適宜取捨選択するものとする。

## 報告書類

報告の書類	報告の内容	提出時期	部数	様式	作成者	備考
教育訓練に関する計画 (訓定第3号)	年度教育訓練計画	4月10日	1部	適宜	陸上総隊司令官、方面総監、防衛大臣直轄部隊等の長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 陸上自衛隊の年度業務計画運営規則（陸上自衛隊達第11-1号）に基づく年度部隊業務計画運営適用部隊等の長は、年度部隊業務計画の提出をもってかえる。</li> <li>2 方面総監等は、隷下の師団長等、方面直轄の教育部隊の長及び師団長等隷下の連・大隊長等の作成する年度の教育訓練計画を添付するものとする。</li> </ol>
教育課目表 (人教定第14号)	課程教育の教育課目表	4月10日	1部	別紙第4	学校等の長、教育訓練研究本部長、中央病院長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課程ごと個々に作成する場合にあっては、当該課程開始前までに提出するものとする。</li> <li>2 各1部を教育訓練研究本部長に通知するものとする。</li> <li>3 方面総監は、普通、機甲、野戦砲及び通信職域の初級陸曹特技課程について、富士学校長（普通科・機甲科・特科部長気付）及びシステム通信・サイバー学校長に通知するものとする。</li> <li>4 陸上総隊司令官及び西部方面総監は、航空操縦職域の一般課程及び幹部特技課程について、航空学校長に通知するものとする。</li> </ol>

幹部入校者名 報告 (補定第4号)	入校した者の氏 名等	入校後2週間 以内	1部	付紙第1	学校等の長、教 育訓練研究本部 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 陸上幕僚長の発令に係る者を除く。</li> <li>2 人事教育部長気付</li> <li>3 陸上総隊司令官及び西部方面総監は、航空操縦職域の一般課程及び幹部特技課程について、航空学校長に通知するものとする。</li> </ol>
修業成績報告 (補定第3号)	課程修了者の成 績等の報告	教育終了後 4週間以内	1部	付紙第2 その1 その2	同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報告は、記載要領欄に示す課程のみとする。</li> <li>2 人事教育部長気付</li> <li>3 陸上総隊司令官及び西部方面総監は、航空操縦職域の一般課程及び幹部特技課程について、航空学校長に通知するものとする。</li> </ol>
年度教育実 施計画総括 表	学校等定員、教 官定員、研究員 定員、課程数、 年間総教育人 員、教官1人当 り年間教育人員	当該年度 4月10日	2部	付紙第3	陸上総隊司令 官、方面総監、 学校長、教育訓 練研究本部長、 中央音楽隊長、 中央病院長	
教育部隊等 別組織、定 員、現員及 び事務分掌	定員、現員、所 掌事務			付紙第4	学校長、教育訓 練研究本部長	
教育部隊別 組織、定員 及び現員表	組織、部隊定 員、教官定員			付紙第5	陸上総隊司令 官、方面総監、 中央音楽隊長、 中央病院長	

課程教育成果報告 (人教定第16号)	課程教育(集合教育)実施状況表	期間、前年度繰越人員、入校人員、卒業人員、翌年度繰越人員、成果の概要	前年度分を 当該年度 4月10日	別示	付紙第6	陸上総隊司令官、方面総監、防衛大臣直轄部隊等の長	陸上総隊司令官及び西部方面総監は、航空操縦職域の一般課程及び幹部特技課程について、航空学校長に通知するものとする。
	課程教育実施状況	課目、教育時間、教育内容、講義型式別時間			付紙第7	幹部候補生・小平・化学学校長、教育訓練研究本部長	
	特殊武器防護に関する教育の実施状況	課程名、課目、教育時間、教育内容、教授方法、講師、教育資料			付紙第8	陸上総隊司令官、方面総監、学校長、教育訓練研究本部長、中央病院長	
	防衛関係法制等に関する実施状況				付紙第9		
	精神教育実施状況				付紙第10		
	統合教育実施状況				付紙第11	教育訓練研究本部長	
	部外講師等の招へい状況	講師名、職名又は身分、課程等の名称、担当課目等			付紙第12	幹部候補生・小平学校長、教育訓練研究本部長	
練成訓練成果(訓定第4号)	別示	別示	別示	別示	陸上総隊司令官、方面総監、防衛大臣直轄部隊の長、機関の長	機関の長は、隷属する部隊の訓練成果についてのみ提出する。	

<p>訓（訓練行事予定報告第5号）</p>	<p>各四半期訓練行事予定報告</p>	<p>師団等以上で実施する主要な演習、危険を伴う訓練（山地訓練、水上訓練等）、検閲、野営訓練、競技及び主要集合訓練についてその実施期間、場所、課目及び部隊等</p>	<p>各四半期の 前月20日</p>	<p>1部</p>	<p>適宜</p>	<p>陸上総隊司令官、方面総監</p>	<p>1 電報またはその他適宜の手段で報告</p> <p>2 部外に影響を及ぼすおそれのある訓練とは、</p> <p>(1) 演習場外の地域における空包射撃、装軌車・けん引火砲の行動を伴う訓練、レンジャー訓練及びヘリボン訓練等</p> <p>(2) 演習場内における訓練で騒音等により、特に部外に影響を及ぼすおそれのあるもの</p>
	<p>各月訓練行事予定報告</p>	<p>大隊等以上で実施する主要な演習、危険を伴う訓練（山地訓練、水上訓練等）、検閲、野営訓練、競技及び主要集合訓練についてその実施期間、場所、課目及び部隊等</p> <p>部外に影響を及ぼすおそれのある訓練についてその実施時期、場所、課目、部隊及び影響を及ぼすと思われる事項の概要</p>	<p>当該月の 前月20日</p>	<p>1部</p>	<p>付紙第13 学校等の長は適宜</p>	<p>陸上総隊司令官、方面総監、防衛大臣直轄部隊の長、学校等の長、教育訓練研究本部長</p>	

公資格関連教育 実施状況 (人教定第15号)	1 特技課程における公資格取得状況	前年9月 30日	1部	付紙第14	学校長、教育 訓練研究本部 長	1 電報又はその他適宜の手段で報告
	2 公資格関連教育を新たに実施しようとする場合又は中止する場合の課程名等	4月30日		付紙第15		2 特技課程における公資格関連教育の実施要領等 付紙第14属紙第1 3 公資格関連教育を実施する課程とその資格名 付紙第14属紙第2
主要演習実施 計画 (訓定第6号)	陸上幕僚長の命ずる演習及び競技  方面総監、師団長等の統裁又は命ずる主要な演習、航空自衛隊及び海上自衛隊と協同して実施する演習(軽易なものを除く。)の実施計画  部外に影響を及ぼすおそれのある訓練(各月訓練行事予定報告により報告したものうち特に必要なもの。)の実施計画	開始10日前	1部	適宜	陸上総隊司令官、方面総監、防衛大臣直轄部隊の長、学校等の長、教育訓練研究本部長	

主要演習実施成果報告 (訓定第6号)	上記演習のうち特に必要と認める演習に関する教訓事項	終了後 10日以内	1部	適宜	陸上総隊司令官、方面総監、防衛大臣直轄部隊の長、学校等の長、教育訓練研究本部長	
演習場等使用実績報告 (訓定第1号)	演習場等の使用実績	別示	1部	別示	方面総監	<p>1 全演習場及び基本射場を使用した全部隊等（当該方面隊隷下外部隊等を含む。）について、部隊ごとに使用日数、使用延人員及び使用地域等を明らかにするものとする。</p> <p>2 学校所管の演習場、基本射場については、当該学校所在の方面総監に本様式に準じ通報し、方面総監は一括これらを提出するものとする。</p>
予備自衛官招集訓練成果報告 (訓定第7号)	予備自衛官招集訓練の成果	4月30日	3部	付紙第16	方面総監	
即応予備自衛官招集訓練成果報告 (訓定第8号)	即応予備自衛官招集訓練の成果	4月30日	3部	付紙第17	方面総監	

入 校 者 名 報 告 書					報告年月日 ○○ 学校						
課 程 名	第○○期 ○○課程										
教育期間	自	年	月	日	～至	年	月	日	○	○	週
	所 属		階級	職種	氏 名 (認 番)	備 考					
1											
2											
3											
16											
17											
18											
階級別人員										合 計	

規格：日本産業規格 A 4

備考：体育学校の報告は、所属欄を陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の順に当該欄を設けて記述し、階級別人員欄を次表のように修正適用し、写各 1 部を海上幕僚長及び航空幕僚長に送付するものとする。

陸・海・空自衛隊別、階級別人員

階級区分 陸海空別					人員・合計
陸上自衛隊					
海上自衛隊					
航空自衛隊					

規格：日本産業規格 A 4

修 業 成 績 表  
幹部候補生学校 第〇期 〇〇課程 (自 年 月 日～至 年 月 日) 修了者数

所属部隊	職種	階級	氏名 (認番)	年齢	成績評定	その他	
						概評 (性格、能力上の長所、短所及びその他特異事項)	健康状態

規格：日本産業規格 A 4

## 記載要領

- 1 この修業成績表は、一般幹部候補生課程に適用する。
- 2 記載は、幹部名簿に準じた順序に記載するものとする。
- 3 成績評定に係る配点は別に示すところによるほか、細部は、学校長において定めるものとする。
- 4 成績評定は、成績評定欄に、A、B、C、D、Eの5種に区分して記載するものとする。  
(成績評定分布の上位から順にA：10%、B：20%、C：40%、D：20%、E：10%とする。)
- 5 健康状態欄は、A（丈夫であり激務に堪え得る。）、B（丈夫である。）、C（職務遂行には支障ない。）、D（病気であり激務に堪えにくい。）の4種に区分して記載する。
- 6 在校中の表彰、処分等は概評欄に付記する。
- 7 報告と同時に、関係陸上総隊司令官等（任命権に関する訓令第28条第1項に定める部隊等の長、ただし、防衛大臣直轄部隊にあっては当該部隊の長をいう。）に当該部分を通報するものとする。

修 業 成 績 表  
 ○○学校 第○期 ○○課程 (自 年 月 日～至 年 月 日) 修了者数

所属部隊	職種	階級(級)	氏名 (認番)	年齢	学歴	期別	学術成績			本人の特質		経歴管理上の意見
								総合	成績序列	能力上の特性	性格上の特性	
								C (685)				

規格：日本産業規格A4

- 1 この修業成績表を提出する課程は、次のとおりとする。  
 医科歯科幹部候補生課程、3尉候補者課程、幹部初級課程、幹部上級課程、幹部特修課程、指揮幕僚課程、技術高級課程、一般体育課程(幹部)、事務官等管理課程、事務官等上級管理課程及び教育期間が約8週以上の幹部特技課程並びに陸上幕僚長が特に指定する課程
- 2 (1) 自衛官及び事務官等に区分し、かつ各方面隊及び防衛大臣直轄部隊等の所属区分別に別葉とし、自衛官にあつては幹部名簿の序列順に記載するものとする。  
 (2) 3尉候補者課程、事務官等管理課程及び事務官等上級管理課程については、成績序列順に記載するものとする。  
 (3) 一般体育課程は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の順に記載するものとする。
- 3 学術成績の評定の分類は、教育内容に応じ校長において定めるものとする。また、各分類に応ずる配点はおおむね教育科目表の配当時間の基準に準じて定めるものとする。
- 4 学術成績は点数を記入し、総合欄には点数及びA、B、C、D、Eの記号で記載するものとする。総合の記号は総点数の90%以上をA、70%～89%をB(所要に応じ84%～89%をB上、76%～83%をB中、70%～75%をB下に区分。)、50%～69%をC、40%～49%をD、39%以下をEとする。総合欄の末項に学生全員の平均点を記入する。
- 5 幹部特修課程、指揮幕僚課程及び技術高級課程にあつては、成績序列欄を前項の記号で記載し、点数及び成績序列は記載しないものとする。
- 6 (1) 報告と同時に関係総監等に当該部分を通報するものとする(前第5項該当課程、事務官等管理課程及び事務官等上級管理課程を除く。)  
 (2) 一般体育課程は、報告と同時に関係総監等、海上幕僚長及び航空幕僚長に当該部分を通報するものとする。
- 7 陸曹候補生課程、公募陸曹課程、陸曹上級課程及び教育期間が約8週以上の陸曹特技課程(自衛隊体育学校の曹課程を含む。)にあつては、本表に準じて修業成績表を作成し、当該部分に関係陸上総隊司令官等に通報するものとする。

## 年度教育実施計画総括表

教育実施機関名	学校等定員		教官定員		研究員定員		課程数 (集合教育を含む。)	年間総教育人員	教官一人当たり年間教育人員	備考
	定員	現員	定員	現員	定員	現員				

規格：日本産業規格A4

注：1 定員は、当該年度4月1日現在の編制表に示す人員である。ただし、中央音楽隊にあっては、学校等定員の欄には演奏科所属を含まない。

2 現員は、当該年度4月1日現在とする。

3 教官には、助教を含む。

4 課程教育（集合教育を含む。）は、当該年度に教育を開始する課程の計画数である。ただし、当該年度において数回実施される課程については、1課程とする。

5 年間総教育人員は、当該年度に教育を開始する課程の計画人員である。ただし、3年課程（指揮幕僚課程、生徒前期課程、看護学生課程、（上）診療放射線技師課程、（上）臨床検査技師課程）及び2年課程（准看護師課程）については、人員をすべて計算するものとする。

6 教官一人当たり年間教育人員は、年間総教育人員を教官現員で除したものである。（小数点以下第2位を四捨五入）

7 各方面隊等にあっては隷下の教育部隊（特技付与を伴う集合教育を担当する部隊を含む。）及び准看護学院について、自衛隊中央病院にあっては診療放射線技師養成所について作成する。

8 備考欄には、前年度の実績を記入する。

教育部隊等別組織、定員、現員及び事務分掌表

部 課 等	教 育 実 施 機 関 名				所 在 駐 屯 地 ( 住 所 )				創 設 年 度
	定 員				現 員				所 掌 事 務
	幹 部	曹 士	事務官等	計	幹 部	曹 士	事務官等	計	
学 校 長									
副 校 長									
企 画 室									
総 務 部	部 長								
	総 務 課								
	× × 課								
	計								
教 育 部	部 長								
	教 務 課								
	× × 教 官 室								
	計								
研 究 部	部 長								
	× × 研 究 室								
	計								
学 校 付									
合 計									

注：1 定員及び現員は、付紙第3に準じて記入する。

規格：日本産業規格A4

2 教育及び研究を所掌する部又は課については、この様式を参考とし、科・室まで記入する。

3 所掌事務は、前年度と比べ変更部分のみを記入する。

教育部隊別組織、定員及び現員表

組 織	教育部隊名	所在駐屯地（住所）				創設年度
		部隊定員		教官定員		備考
		定員	現員	定員	現員	
		幹部 人	人	人	人	
		曹・士 人	人	人	人	
		事務官等 人	人	人	人	
		計 人	人	人	人	

規格：日本産業規格A4

- 注：1 組織は、中隊単位までとする。  
 2 教官には、助教を含む。  
 3 定員及び現員は、付紙第3に準じて記入する。  
 4 各方面隊は、隷下の准看護学院についても作成する。

## 課程教育（集合教育）実施状況

教育機関名：

期別	課程名（種別）	期間 （週）	前年度 繰越人員	当該年度入校人員			当該年度卒業人員			翌年度 繰越人員	成果の概要
				計画	入校	達成率（%）	計画	卒業	達成率（%）		

規格：日本産業規格A4

- 注：1 課程教育については、幹部、3尉候補者、陸曹、一般陸曹候補生、陸士、生徒及び事務官等に区分して小計を記入し、集合教育については幹部、陸曹、陸士、生徒及び事務官等に区分して小計を記入する。
- 2 公的資格付与の教育を実施している場合は「公」、隔年で実施している課程教育については「隔」と成果の概要の欄に記入する。
- 3 入校人員の欄の計画数は当該年度陸上自衛隊業務計画に示された人員を、卒業人員の欄の計画数は当該年度4月1日現在における卒業見込み人員を記入する。
- 4 卒業人員の欄の計画数と卒業数とに不一致がある場合は、理由を成果の概要の欄に記入する。
- 5 各方面隊等にあつては隷下の教育部隊及び准看護学院（北部方面隊にあつては冬季戦技教育隊、東部方面隊にあつては空挺教育隊を含む。）について、自衛隊中央病院にあつては診療放射線技師養成所について作成する。

教育機関名：

期別	階級等 区 分	課 程 名	開 始 年月日	終 了 年月日	期間 (週)	前年度繰越人員			当該年度入校人員			当該年度卒業人員			翌年度繰越人員		
						総数	女子	海空等	総数	女子	海空等	総数	女子	海空等	総数	女子	海空等

規格：日本産業規格 A 4

- 注：1 付紙第6に掲げた実施状況を、更に階級等区分及び修業期間ごとに記入する。
- 2 階級等区分欄には、幹部（幹部候補者を含む。）、陸曹、曹航空操縦学生、看護学生、一般陸曹候補生前期、一般陸曹候補生後期、生徒前期、生徒中期、生徒後期、陸士、自衛官候補生、新隊員特技、事務官等、海空等の別を記入する。
- 3 開始年月日及び終了年月日の欄には、修業期間の開始日及び終了日を記入する。
- 4 前年度繰越人員、当該年度入校人員、当該年度卒業人員及び翌年度繰越人員における女子の欄には女性自衛官の人員を、海空等の欄には陸上自衛隊以外の機関等からの受託人員を、それぞれ総数の内数として記入する。

## 課 程 教 育 実 施 状 況

学校名：

課程名： ( 期)

課 目		教 育 期 間		教 育 内 容	講 義 型 式 別 時 間			
大課目	中課目	配 当	%		講義・討議	実習・実技	現 地 研 修	そ の 他
計			100					

規格：日本産業規格A4

- 注：1 課程には、集合教育を含む。  
 2 課程の期については、当該年度の前年度に終了した期であり、2回以上実施された課程については最終期を記入する。  
 3 課目は、中課目までとし、教育時間は実績を記入する。  
 4 教育内容は、当該課目の内容を簡記する。

## 特殊武器防護に関する教育の実施状況

教育機関名	課程名(期) (種別)	課目	教育時間	教育内容	教授法	講師	教育資料
	例1	防衛教養 軍事化学技術					
	例2	特殊武器防護 生物化学武器防護					
		核武器防護					
	例3	特殊武器防護					

規格：日本産業規格A4

- 注：1 教育機関名及び課程名は、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）別表に定める課程を実施した学校・教育部隊名及び課程名を記入する。
- 2 課程名は、幹部（初級、上級、特修）、幹部候補者（一般、医・歯科、3尉）、陸曹、陸曹候補者（生徒、曹学、看学、曹候生）及び陸士の順とする。また、期は(45)、(77U I)のように記入する。
- 3 課目は、中課目を記入するとともに例1、例2、例3のように具体的な小課目を付記する。ただし、特殊武器防護の教育が単独の課目の中で行われておらず、他の課目の中で一部実施している場合には、その課目の時間を表示して（一部）とする。
- 4 教授方法について、略号は使用せず講義、討議、実習等と記入する。
- 5 講師が部外者の場合、自衛隊OBについては退職時の主要ポスト又は職名を、その他の者については肩書を記入する。
- 6 教育資料は、当該教育のために使用した教程及び学習資料の題名を記入する。
- 7 課程の期については、付紙第6に準じて記入する。
- 8 各方面隊にあっては、隷下の教育部隊について作成する。
- 9 教育内容は、当該課目の内容を簡記する。

## 防衛関係法制等に関する教育の実施状況

教育機関名：

課程名(期) (種別)	課目	教育時間	教育内容	教授法	講師	教育資料
例1	防衛・整備 防衛出動					
	治安出動					
例2	災害派遣及び地震防災派遣					
例3	防衛法制 武力紛争法					

規格：日本産業規格A4

注：1 防衛関係法制とは、防衛省・自衛隊関係法規、日米安全保障条約、政府の防衛政策（憲法・自衛隊法等関連）、武力紛争法等をいう。

2 記入要領は、付紙第8に同じ。

## 精 神 教 育 実 施 状 況

教育機関名：

課程名（期） （種 別）	課 目	教育 時間	教 育 内 容	授 方 方 法	講 師	教 育 資 料

規格：日本産業規格 A 4

注：記入要領は、付紙第 8 に同じ。

## 統 合 教 育 実 施 状 況

教育機関名：

課程名（期） （種 別）	課 目	教育 時間	教 育 内 容	授 方 方 法	講 師	教 育 資 料

規格：日本産業規格 A 4

- 注：1 統合教育とは、隊員に自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育をいう。  
2 記入要領は、付紙第 8 に同じ。  
3 課目は、中課目までとする。ただし、統・連合運用は、細目までとする。

## 部外講師等の招へい状況（令和 年度）

教育機関名：

区 分	講 師 名	職名又は身分	課程名等の名称	担 当 課 目 等		備 考
				課目及び細目等(小項目等)	教 育 内 容 ・ 演 題 等	

規格：日本産業規格 A 4

注：1 対象期間は、当該年度の前年度とする。

2 対象とする課程等の名称は、幹部学校にあっては指揮幕僚課程・幹部高級課程・技術級課程、幹部候補生学校にあっては一般幹部候補生課程・医科歯科幹部候補生課程及び小平学校にあっては幹部初級課程・幹部上級課程・幹部特修課程・幹部特技課程「渉外広報」とする。

3 部外講師等の区別は、次によるものとする。

- (1) 他 官 公 庁 防衛省以外の官公庁職員で国公立の学校及び大学校（以下「学校等」という。）の教授、准教授、講師、教諭等以外の者。
- (2) 大 学 教 授 等 防衛省以外の学校等の教授、准教授、講師、教諭等及び試験研究機関等の研究者（三菱統合研究所等、民間の調査研究機関等に勤務する研究者を含む。）
- (3) 自 衛 隊 の O B 定年及び勸奨退職した元自衛官で第 1・2・4 号以外の者
- (4) そ の 他 自衛隊以外の者で上記に掲げる以外の者
- (5) 自 衛 隊 講 師 自衛官で当該招へい機関に所属しない者（陸上自衛隊に所属しない自衛官）
- (6) 自衛官以外の講師 自衛官以外の隊員で、当該招へい機関に所属しない者（陸上自衛隊に所属しない自衛官以外の隊員）

4 記入要領

- (1) 区分欄は、前項の部外講師等の区別の順で課程別ではない。区分（右）の欄は、自衛隊 O B にあっては元自衛官及び元自衛官以外の者の区別を明記し、自衛官講師にあっては階級を、自衛官以外の講師にあっては官名をそれぞれ記入する。
- (2) 備考欄は、自衛隊 O B について、退職時の階級及び職名を記入する。
- (3) 当該講師が同一課程に招へいされても、担当する課目が異なる場合は、課程等の名称欄、担当課目欄等にそれぞれ記入する。

## 各月訓練行事予定報告（訓定第 3 号）

## 11月訓練行事予定（記載例を含む）

部 隊 名	期 間	場 所	訓 練 行 事 の 名 称 そ の 他	人 員 (約)	車 両 (約)
M A	7～15	日本原	吉備準備演習 統裁官：方面総監	1,200	100
3	D	14～18	千 僧 # 3 D C P X 統裁官：師団長	600	
		15～16	大 津 3 M e d 衛生職種視察 視察官：衛生学校長		
D	36 i	24～28	青野原 野営訓練（基礎となる部隊以下）	500	45
	37 i	19～22	日本原 野営訓練（小火器戦闘射撃）	480	40
	45 i	2～6	青野原 C o ・ P t 検閲 検閲官：連隊長	300	40
備 考					

規格：日本産業規格 A 4

## 記載要領

- 1 訓練行事の名称その他の欄には、訓練行事の名称のほか、訓練等の概要を把握し得るよう所要の事項を記載する。
- 2 備考欄は、必要に応じて設け、所要の事項を記載する。

## 特技課程における公資格取得状況

分類区分	課程名	公資格名	履修者数	受験者数	合格者数	合格率	備考
公資格関連教育を実施した課程							

注：1 受験者数及び合格者数欄には、在校中の数値を記入するものとし、原隊復帰後の数値は外数として括弧書きで記入する。

2 備考欄には、入校時既に当該資格を保有していた者の数等を記入する。

特技課程における公資格関連教育の実施要領等

1 趣 旨

平成4年度以降、教育本来の目的を逸脱しない範囲で、現行の一部の特技課程において実施している公資格関連教育の実施要領等について示すものである。

2 実施要領

(1) 基本教育本来の目的は、飽くまでも隊員としての資質を養い部隊等において職務遂行上必要な識能を修得させることにあり、職務遂行上法的に必要とされない資格の関連教育を実施するに当たっては、おのずから許容される範囲が存在する。

したがって、当面、特技課程において公資格関連教育を実施する基準は、次のとおりとし、すべてを満たす場合について教育を実施するものとする。

この際、試験等にかかわる経費は、履修者個人の負担によるものとする。

ア 特技職明細書に定める特技の内容と資格内容が類似し、現行の教育基盤（教官、教材、施設等）で教育できることを基準とする。

イ 取得が容易で、かつ、社会的需要が高い資格であること。

(2) 公資格を取得させることが教育の主要な目的である課程（装輪操縦、放射線取扱等）については、前号の基準を適用しないものとする。

(3) 教育線図の設定に当たっては、努めて在校間に資格試験が受験できるよう配慮することとするが、他課程との接続及び基盤上の制約からこれにより難しい場合は、この限りではない。

(4) 公資格を受験させる場合には、実務経験年数等の受験資格を厳守させるものとする。

3 その他

各学校・部隊の教育施設等が各種公資格の指定養成機関（施設）として監督官庁の定める条件を満たした場合は、その都度報告するものとする。

公資格関連教育を実施する課程とその資格名

番号	課 程 名	資 格 名	設置場所	
1	幹 部 特技課程	誘導武器整備 (B)	第2級陸上特殊無線技士	
2		土 木	2級土木施工管理技士	
3		建 設	2 級 建 築 士	
4		施設機械整備	小型移動式クレーン運転士	
5		レ ー ダ 整 備	第2級陸上特殊無線技士	
6		車 両 整 備	3級自動車整備士	
7		弾 薬	甲種火薬類取扱保安責任者	
8		機 械 工 作	ガ ス 溶 接 技 能 者	
9		部 隊 補 給	危険物取扱者乙種第4類	
10	上級陸曹 特技課程	建 設	2級土木施工管理技士	
11		施設機械施工	2級建設機械施工技士	
12		調 達	簿 記 検 定	
13	初級陸曹 特技課程	対空指揮装置整備	第2級陸上特殊無線技士	
14		SAM電気機械整備	第2級陸上特殊無線技士	
15		SAMレーダ整備	第2級陸上特殊無線技士	
16		SAM射統器材整備	第2級陸上特殊無線技士	
17		ク レ ー ン	移動式クレーン運転士	高射学校
			玉 掛 技 能 者	
19		鉄 工	ガ ス 溶 接 技 能 者	施設学校
20		電 工	第2種電気工事士	
21		施設機械整備	小型移動式クレーン運転士	
22		測 量	測 量 士 補	
23	ネットワーク	国内電信級陸上特殊無線技士	システム通 信・サイバ ー 学 校	
24		第1級陸上特殊無線技士		
25		有 線 整 備		工事担当者アナログ第1種
26		無線機器整備		第1級陸上特殊無線技士
26		レーダ整備	第2級陸上特殊無線技士	

27	初級陸曹 特技課程	装輪車整備	3級自動車整備士	武器学校
28		装軌車整備	3級自動車整備士	
29		弾薬	甲種火薬類取扱保安責任者	
30		鍛造工作	ガス溶接技能者	
31		需品	危険物取扱者乙種第4類	需品学校
32		需品器材	ガス・アーク溶接技能者	
33		給養	調理師	
34		部隊補給	危険物取扱者乙種第4類	

## 1 新たな公資格関連教育を実施しようとする場合

課 程 名	公資格名	教育すべき内容	教育期間延長の有無	教育基盤の現況	備 考
(例) 幹部特技課程 「□□□□」	(例) 第2種○○○○	(例) 関係法規：□時間 実 習：□時間	(例) 現行：約□□週 改正：約□□週	(教官、器材の有無等)	

## 2 公資格関連教育を中止する場合

課 程 名	公資格名	中 止 す る 理 由	教育期間の変更	備 考
(例) 幹部特技課程 「□□□□」	(例) 第2種○○○○	(例) 資格取得希望者が僅（きん）少、適任教官の不在、合格率の低調等	教育中止に伴う短縮期間を記入	

予備自衛官招集訓練の成果

1 全般

(部隊名)

成 果			
訓練阻害事項		対 策 要望事項	
予備自衛官の 主な意見			
そ の 他 特 異 事 項			

規格：日本産業規格A4

2 細部実績

(1) その1

区 分		訓 練 実 施 時 間							射 撃 検 定			体 力 検 定			訓 練 参 加 人 員						
担 当 地 本	訓 練 招 集 等 部 隊	精 神 教 育	武 器 訓 練	体 育 訓 練	基 本 教 練	野 外 衛 生 及 び 救 急 法	野 外 勤 務	職 種 訓 練	そ の 他	合 格	不 合 格	未 実 施	合 格	不 合 格	未 実 施	幹 部	准 尉・曹 長・曹	幹 部 昇 進 有 資 格 者	曹 昇 進 有 資 格 者	士	
方 面 隊 計																					

規格：日本産業規格A4

(2) その2

区 分		出頭日数別人員					遅 参 者 人 員				健 康 診 断 判 定 区 分 人 員				
担当地本	訓練招集 部 隊 等	1	2	3	4	5	1	3	5	5	A	B	C	D	未 実 施
		日	日	日	日	日	時 間 以 内	時 間 以 内	時 間 以 内	時 間 以 上					
方 面 隊 計															

規格：日本産業規格A4

記載要領

- 1 全般及び細部実績は、招集期間5日間及び1日間ごとに別葉に記載する。
- 2 訓練参加人員は、年間の訓練参加人員を階級等区分により記載する。
- 3 出頭日数別人員及び遅参者人員は、1人当たりの年間累計数とし、それぞれの区分に応じ記載する。
- 4 健康診断判定区分人員数は、年間におけるそれぞれの区分の総数を記載する。
- 5 細部について必要な場合は、別紙を使用するものとする。

## 即応予備自衛官招集訓練の成果

## 1 全般

成 果	
訓練阻害事項	
対策処置事項	
陸幕要望事項	
即応予備自衛官の主な意見	
その他 特異事項	





## 履修者割当計画の修正要望（人教定第17号）

令和 年度 第 一四 半 期					
(1) 学 校 名					
(2) 作 成 部 隊 名					
(3) 課 程 名	(4) 対 象 人 員	(5) 既 教 育 人 員	(6) 未 教 育 人 員	(7) 割 当 計 画 の 修 正 要 望 <small>(履修者割当西)</small>	(8) 備 考

規格：日本産業規格A4

注：1 学校ごとに別葉とする。ただし、富士学校については普通科教育、特科教育、機甲科教育、小平学校については警務科、会計科、人事教育、法務教育、システム教育、情報学校については第1教育、第2教育別にそれぞれ別葉とする。

## 2 記載要領

## (1) 課程名

陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、割当の修正を要望する課程のみを記載する。ただし、幹部上級課程については、修正の有無にかかわらず記載するものとする。

## (2) 対象人員

部隊等の長が履修者指定を行なう特技課程について隊務運営上当該課程の履習を必要とする人員を記載する。

## (3) 既教育人員

上記対象人員中当該課程の修了者

## (4) 未教育人員

部隊等の長が履修者指定を行なう課程について記載する。

幹部上級課程にあつては出身別、期別（例：幹候#15～2）に区分記載する。

## (5) 割当計画の修正要望人員

上記未教育人員と同じ要領で記載する。

## (6) 備考

ア (4)に記載した人員のうち事務官等が含まれている場合に注記する。（例：内C3名）

イ その他特別な要請事項を注記する。

## 書類の備付基準

区分	種類	摘要	
部隊等 （学校等を除く。）	教育訓練に関する計画	本文第29条に示す教育訓練の計画とし、常時その実施状況が明らかになるように維持する。	
	演習訓練実施計画及び成果	主要な演習訓練等で将来利用しうるもの又は参考となるものについて、その計画及び成果を編てつして保管する。	
	訓練検閲実施計画及び成果	隷下部隊等に対して実施した検閲の実施計画及び成果並びに上級部隊の実施した検閲の講評を適宜編てつして保存する。	
	技能検定実施計画及び成果	隷下部隊の隊員に対して実施した検定の実施計画及び成果並びに上級部隊において実施した検定の成果を適宜編てつして保存する。	
	教材目録	保有する教材（自隊作成分を含む。）についてその品名、数量及び保管先等を利用に便なるように明らかにする。	
学校等	所属隊員に関するもの	部隊等に準ずる。 学校に勤務する隊員の教育訓練を所掌する部課に備え付けるものとし、必要に応じ各部課ごとに備え付けることができる。	
	履修者に関するもの	教育課目表年度課程教育実施計画	課程教育予定表、支援要求計画、講師招へい計画、演習場・教場等使用計画等
		修業成績報告	
	教材関係書類	部隊等に準ずる。	

注：保存期間は適宜とする。

## 生徒陸曹候補生訓育資料

													かしら 文字								
期 別	認識番号		G		ふりがな			-----		出身地											
	予定職種				氏 名																
	予定特技				生年月日			平 . . ( 才)		携帯											
期		入隊年月日		平 . .		生年月日			平 . . ( 才)		連絡先		メール								
緊 急 連絡先	住 所			氏 名			続柄		電話番号		勤務先又は職業										
	(最寄り駅： )																				
性 格 等	長 所			趣味			知能偏差値		預金		預(貯)金・送金		保険								
							クレペリン		普通		円		団体 <input type="checkbox"/>								
									定期		円		<input type="checkbox"/>								
	短 所			交友関係			A E P S		送金		円/月		傷害 <input type="checkbox"/>								
								送金先				その他 <input type="checkbox"/>									
								保険		円		<input type="checkbox"/>									
健 康 状 態	高等工科大学入校前健康診断				身長		体重		血液型		特異事項 (既往症等)										
	判定		理由		cm		Kg		(RH+・-)												
A B																					
生徒課 程間の 検 定	体力検定 ( . . . )											射撃検定 ( . . . )		資格等							
	I	級	腕立て	回	腹筋	回	3000m	'	"												
	II	級	懸垂	回	幅跳び	m	ボール	m	級												
担当部 署 (駐 屯地) 内 線	生徒課程		高等工科大学生徒隊第〇教育隊 (武山駐屯地) 8-318-〇〇〇〇																		
	生徒陸曹候補生課程前期		第〇陸曹教育隊 (〇〇駐屯地) 8-〇〇〇-〇〇〇〇																		
	生徒陸曹候補生課程中期		第〇普通科連隊第〇中隊 (〇〇駐屯地) 8-〇〇〇-〇〇〇〇																		
	生徒陸曹候補生課程後期		〇〇学校〇〇部〇〇課〇〇班 (〇〇駐屯地) 8-〇〇〇-〇〇〇〇																		
営 内 服 務	サービス指導上の参考意見											氏 名		続柄		年齢		健康状態		特記事項	
	過去の退校意思：無・有 ( )				家族の																
	防大等受験意思：無・有 ( )				状 況																
教 育 訓 練 ・ 服 務 指 導 上 の 総 合 意 見					高等工科大学 校生徒隊等 の長				左記のとおり通知する。 令和 年 月 日 官 職 階 級 氏 名												
					生徒陸曹候補生課程前期を担当する陸曹教育隊等の長				左記のとおり通知する。 令和 年 月 日 官 職 階 級 氏 名												
					生徒陸曹候補生課程中期を担当する部隊等の長				左記のとおり通知する。 令和 年 月 日 官 職 階 級 氏 名												
					生徒陸曹候補生課程後期を担当する学校等の長				左記のとおり通知する。 令和 年 月 日 官 職 階 級 氏 名												

## 別紙第9の3 (第32条の2関係)

## 陸曹候補生及び一般陸曹候補生訓育資料

写真 (3ヶ月以内 のもので戦闘 服または作業 服で撮影した もの)												かしら 文字	
指定期別	履修すべき 特技課程等 (学校等)				ふりがな 氏名								
所属部隊 等名	(駐屯地)		認識 番号	G		生年月日	昭平	. . (才)					
			職 種			最終学歴	卒	階級					
現職務 (勤務 年数)			特技 (番号)	主	入隊年月日 (再入隊)		. . ( . . )		営内外				
				従	士長昇任 年月日				曹候受験 回数				
緊急 連絡先	住 所		氏名(続柄)		勤務先または職業		電話番号						
	-----		-----		-----		-----						
性格等	長所		短所		知能偏差値		特有技能等		趣味				
	金銭関係		交友関係				酒量、酒癖		本人携帯番号				
			私有車										
教育 訓練	平素の職務遂行 状況				入隊以来 の賞罰		賞詞、精勤賞、ほう賞、 懲戒処分						
	教育の 入教	期	共通	. . ~ . . (週)		健康状態	教育入隊前の身体検査判定 (A、B)(Bのときはその理由) ( . . 実施 )						
		間	特技	. . ~ . . (週)									
	隊育	実 成	施 果			血液型		注意を要する既往症、公 務傷害等					
営内 務					家庭の状 況		扶養、送金の要否、家族の健康状態等						
教育訓練 服務指導 上の希望					所属部隊 等の長		上記のとおり通知する。 令和 年 月 日 官職 階級 氏名						
陸曹教育 隊等の長 の総合意 見					陸曹教育 隊等の長		左記のとおり通知する。 令和 年 月 日 官職 階級 氏名						
初級陸曹 特技課程 教育を担 当する学 校等の長 の総合意 見					初級陸曹 特技課程 を担当す る学校等 の長		左記のとおり通知する。 令和 年 月 日 官職 階級 氏名						

規格：日本産業規格A4

注：1 陸曹教育隊長又は女性自衛官教育隊長は総合所見のほか適宜細部所見を該当欄に記入するものとする。

2 指定期別の欄は、陸曹候補生又は一般陸曹候補生の区分及びそれぞれの期次を記入する。

## 安 全 管 理

## 1 発火等に関する制限

(1) 人員・車両・航空機・施設等（以下「人員等」という。）に対する空包射撃、化学火工品の使用、交戦訓練用装置の薬筒の起爆、爆破薬の爆破、訓練用手榴弾等の投てきを行なう場合は、次の各号に掲げる制限距離を守らなければならない。ただし、警報・信号等のため緊急を要する場合に行なう空包射撃はこの限りではない。この場合、銃口を上方に向けて発射しなければならない。

## ア 空包射撃

## (ア) 小火器の空包射撃

a 89式5.56mm小銃で89式5.56mm小銃空包発射補助具（閉所戦闘用）を使用した場合 銃口から20cm以上

b その他の小火器 銃口前方15m以上

## (イ) 火砲の空包射撃

a 無反動砲 砲口前方50m以上、左右60m以上、後方100m以上

b 203mm自走榴弾砲 砲口前方100m以上

c その他の火砲 砲口前方50m以上

## イ 化学火工品の使用

(ア) 発煙黄りん手りゅう弾 80m以上

(イ) さく裂筒 50m以上

(ウ) 催涙球、擬爆筒地上破裂 10m以上

(エ) 擬弾着筒、擬曳火筒 30m以上

(オ) その他の化学火工品 5m以上

## ウ 交戦訓練用装置の薬筒の起爆

(ア) 発射薬筒、ガンファイア用薬筒 発射・撃破現示器等から20m以上

(イ) キル用薬筒 発射・撃破現示器等から1.5m以上

## エ 爆破薬の爆破

爆破時については、関係教範類に示す距離以上

## オ 訓練用手榴弾及びこれに類する固形物等の投てき

落下地点から10m以上。ただし、閉所戦闘訓練等において、事前に要員等を配置して安全確保の処置を講じた場合は、この限りではない。

(2) 安全管理の細部は、関係教範類に準拠して行う。

## 2 対抗両部隊の接近距離の制限

教育訓練実施中の対抗両部隊は次の各号に掲げる距離において停止し、じ後の行動に関しては統裁部要員等の指示に従うものとする。

(1) 徒歩隊員間 10m。ただし、閉所戦闘訓練等において、事前に要員等を配置して安全確保の処置を講じた場合は、この限りではない。

(2) 戦車（その他の走行車両を含む。以下「戦車等」という。）相互間及び戦車等と徒歩隊員間 20m

(3) 砲列と戦車等又は徒歩隊員間 20m

(4) 地上にある航空機と戦車等又は徒歩隊員間 30m

### 3 人員・車両等の捕獲に関する制限

対抗部隊の人員・車両・武器等の捕獲は、その部署及びこれに必要な行動にとどめ、捕獲の動作を行なってはならない。

ただし、捕獲の動作を演練することを目的として教育訓練を行なう場合はこの限りではない。

### 4 車両の路上運行に関する制限

車両の路上運行に伴う灯火の使用及び偽装に関しては、特に必要があつて関係機関等の許可を受けた場合のほか次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 管制灯、無灯火による車両運行は通常自衛隊道路（道路交通法の適用を受けない自衛隊の施設内の道路をいう。）において実施するものとする。

(2) 車両の偽装は一般道路（道路交通法の適用を受ける道路をいう。）においては、偽装網（樹枝等を付着しないもの）の使用に限定するものとする。

### 5 演習場における工事の復旧

教育訓練のため演習場内に実施した工事は終了後これを復旧するものとする。

ただし、長期間使用する目的を有するときはこの限りではないが、所要の表示をしなければならない。

### 6 高圧線付近における行動の制限

通信に関する教育訓練を実施する場合、アンテナが高圧線に接触しないよう、その位置を定めるものとし、高圧線の下を通過するときは必要に応じアンテナの長さを短くするか、控綱等をもって後方に倒す等の処置を適時講じなければならない。また、高圧線の下で休止・宿営をしてはならない。

### 7 水上訓練における制限

渡河等の訓練においては、救命胴衣を着用しなければならない。

海上輸送訓練においては、原則として救命胴衣を着用するものとする。

ただし、部隊等の長が着用する必要がないと特に判断した場合には、着用しないことができる。また、水泳訓練は、著しく増水した時期及び濁水・急流においては実施してはならない。

安全管理の細部は、関係教範類に準拠して行う。

### 8 着泳の安全管理

着泳訓練は、訓練対象者の練度を確実に把握し、訓練場の選定を適切にするとともに、訓練事故防止の態勢を確立した上で、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 訓練対象者は、水泳検定（平泳）において技能等級２級以上で部隊長が必要と認める者とする。

(2) 着泳訓練は、段階的に実施し、練度を判定しつつ順次高度な訓練に移行するものとする。

(3) 生地における使用水域は、約 1.4m 以下の水深とする。

(4) プールから生地への移行及び軽装から武装の訓練に移行するための練度判定を実施するものとする。

(5) 高所からの飛び込みは、所定の段階に到達した者がプールにおいて実施するものとする。

(6) 安全管理の細部は、関係教範類及び規則に準拠して行う。

## 9 夜間等における制限

夜間・濃霧内・煙内等視界の制限を受ける場合における銃の空包射撃は銃口を上方に向けて行ない、また着剣及び刺突動作を行なってはならない。

ただし、89式5.56mm小銃空包発射補助具（閉所戦闘用）を使用した空包射撃は、視界が制限されても、銃口から20cm以内に人員がいないことを確認できれば、行うことができる。

## 10 戦車等の行動及び戦車等に対する行動の制限

教育訓練実施間における戦車等の行動又は戦車等に対する行動は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 戦車の砲塔を旋回する訓練においては、操縦手のハッチは閉じるものとする。  
危害防止上操縦手のハッチを開いて行動するときは、砲塔を固定するものとする。
- (2) 戦車等が人員・部隊等を超越するときは、操縦手及び車長はハッチを開き危害を及ぼすおそれがないことを確認しつつ、超越線の約50m前方から速度を低下し毎時10km以下の速度をもって超越するものとする。
- (3) 戦車等が超越してくるときは、徒歩隊員は戦車等を注視しつつ膝姿、要すれば立姿の姿勢をとり、速やかに戦車の進路を開放し、超越路両側にある者は戦車から5m以上離れなければならない。
- (4) 夜間・濃霧・煙内等にあつては速度を低下し又は一時停止し、若しくは誘導員を付する等危害を及ぼすおそれがないことを確認しつつ行動しなければならない。この際ハッチは開いて行動するものとし、要すれば灯火を用いるものとする。
- (5) 戦車等に対する肉薄攻撃は、基礎的に演練することを目的として教育訓練を行なう場合以外実施してはならない。この場合においても火炎を放射し又は鉄棒・丸太等を転輪等の間にそう入する等直接車両を損傷し、あるいは乗員に危害をおよぼすおそれのある動作を行なってはならない。
- (6) 戦車等が徒歩隊員と前進する際、車長等はハッチを開き周囲の安全を確認しつつ前進するものとする。戦車等とともに前進する徒歩隊員は、戦車等の前方を避け、左右及び後方それぞれ5m以上の距離をとらなければならない。また、登坂中の戦車等の直後方には位置しないものとし、やむを得ない場合においても20m以上の距離をとるものとする。
- (7) 戦車の車外電話は戦車が確実に停止していることを確認するとともに、車長へその旨を告知したうえでなければ使用してはならない。
- (8) 戦車へのご乗及びご乗車からの下車は、車長へその旨を告知し、その指示により必ず停車間に行なわなければならない。この際、戦車へのご乗及び下車時は戦車のエンジンを停止させて行うものとする。また、隊員をご乗させる場合には、力綱等必要な安全措置を講ずるものとする。
- (9) 戦車等の後退は、車長の命令と誘導又は誘導員の誘導がない限り行なってはならない。また、後退の直前、所要に応じサイレンを吹き鳴らすものとする。
- (10) 常の教育訓練における対戦車ごうは、深さ0.4m幅3.7m以内のものとする。

ただし、部隊長が特に必要があると認める場合はこの限りではない。

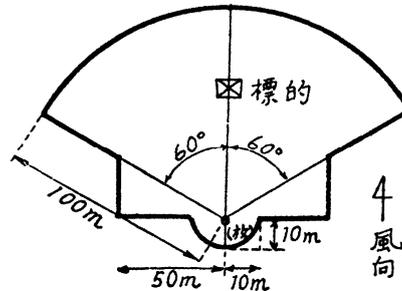
11 航空機による地上支援行動の制限

物量投下に当たっては、投下地域の安全を確認した後行なうものとする。また、自衛隊演習場における固定翼機による模擬対地攻撃にあっては、地物からの高度 20m以下に降下してはならない。

12 火炎等の放射に関する制限

(1) 携帯放射機等を使用する場合は、次の各号に掲げる安全界を守らなければならない。

ア 火炎を使用



イ 水をもって代用する場合

人員から 20m以上

(2) 安全管理の細部は、関係教範類に準拠して行う。

13 化学火工品等使用前の処置

化学火工品、爆破薬を使用する場合、取扱いを命ずる者は、直接使用する隊員の当該火工品等に関する知識と経験の程度を確認しなければならない。

安全管理の細部は、関係教範類に準拠して行う。

14 射場等における勤務及び安全管理の準拠

射場等における勤務及び射場等における射撃・爆破薬を使用する作業・地雷作業等（以下この項において「射撃等」という。）に関する安全管理は、関係教範類に準拠して行なうものとする。また、射撃等の実施に当たっては、部隊等の長の定めるところにより鉄帽を着用するものとする。

15 実弾射撃における事前の措置

実弾射撃を実施する場合は、射場指揮官は陸上自衛隊整備規則に定める予防整備点検表（作業用紙）及び整備実施規定に基づき火器の状況を点検させ、その使用の可否を判定しなければならない。特に火砲については履歴簿記載の発射弾数累計が砲身命数を超過している場合、履歴簿がないか又はその記載が不正確と思われる場合、あるいは点検の結果不良と判断された場合においては、速やかに整備部隊等による検査を受け、その結果当該火砲の安全性が確認されなければ使用させてはならない。

16 89mm ロケット発射筒実弾射撃に関する制限

89mm ロケット発射筒を射撃するとき、射手及び装てん手は、手袋及び防護マスク又は所定の面おおいを装着していなければならない。

17 不発弾処理等

- (1) 射場指揮官は、射撃間、監視者を配置して発射弾の弾着を観測し、不発弾が発生した場合は、自らの責任において速やかに処理又は処理のための以下の各号の処置を講ずるものとする。
- ア 不発弾の発掘、移動及び処理等は、いかなる場合も処理技能資格者以外の者が実施してはならない。ただし、発掘支援等のため処理技能資格者が直接監督して行う発掘等並びに不発弾処理教育の場合は、この限りではない。
  - イ 不発弾を発見できない等の理由により速やかに処理できない場合は、当該演習場の使用統制、整備及び管理の責任者の定めるところにより、所要の警戒・標示又は通報等の処置を講ずるものとする。
  - ウ 自隊で射撃した以外の不発弾を発見した場合は、第1号項に準じ適宜の処置を講ずるものとする。
- (2) 安全管理の細部は、関係教範類に準拠して行う。

18 体育訓練における安全管理

体育訓練実施に当たっては、事前に健康状態を把握するとともに、異常発生時の処置・対策を講じるものとする。

安全管理の細部は、関係教範類に準拠して行う。

19 レーダ等放射時の制限

レーダ等の電波放射時は、安全距離を確保するとともに、放射前面に人員は立ち入らないものとする。

安全管理の細部は、関係教範類に準拠して行う。